

食品安全委員会

遺伝子組換え食品等専門調査会

第37回会合議事録

1. 日時 平成18年2月27日（月） 14:00～17:56

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

(1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき、基準を定めることについて

(2) 食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について

- ①チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシBt10
- ②パパイヤリングススポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統

(3) 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準の作成について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、五十君専門委員、池上専門委員、今井田専門委員、宇理須専門委員、
小関専門委員、澤田専門委員、澁谷専門委員、手島専門委員、丹生谷専門委員、
日野専門委員、山川専門委員、山崎専門委員

(食品安全委員会)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、本間委員

(農林水産省)

元村畜水産安全課長補佐

(事務局)

一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、吉富課長補佐、浦野係長

5. 配布資料

参考資料 安全性評価に係る指摘事項について

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt10

6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 37 回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本調査会は非公開で行います。本日は所用によりまして、室伏専門委員及び渡邊専門委員が御欠席であります。食品安全委員会の委員の先生方にも御出席いただきしております、審議の状況によりましては御発言いただくこともあるかと思いますので、御了承いただきますようお願ひいたします。

本日の議題ですが、議題 1 として、昨年 10 月の第 33 回調査会で指摘を行いました継続審査品目の未承認組換え体トウモロコシ Bt10 及び本年 1 月に厚生労働省から申請がありました食品でございますが、新規の申請品目ウイルス抵抗性パパイヤ 1 品目ということになっております。

それでは、お手元の資料の確認をいたしたいと思いますので、事務局からお願ひいたします。

○福田評価調整官 それでは、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料ですが、事前に先生方のお手元にお配りしております、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt10 の資料。

本日新たに審議をしていただきます、パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統の参考資料一式。それでお手元の机に置いてあるかと思います。

資料といたしましては以上でございまして、このほかの参考資料といたしまして、本日新たに配付したものが 1 枚だけございます。

お手元に議事次第、座席表、委員名簿の次になりますが、参考資料といたしまして「安全性評価に係る指摘事項について」。チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネット耐性トウモロコシ Bt10 の安全性評価に係る指摘事項についてという 1 枚紙でございます。

そのほかの参考資料につきましては、事前にお配りしてございますが、本日も机の上に御用意してございます。調査会終了後お手元に残していただき回収させていただき、次

回また配付させていただきます。

なお、本日審査を行う品目につきましては「食品安全委員会の公開について」に基づきまして、座長に資料内容の確認をいただき、企業の知的財産を侵害するおそれがある箇所が含まれているということで、非公開で本日の審査を行わせていただきます。

会議自体は非公開となります。國民への説明責任や透明性確保の観点から、事前に開催予定日時等は公表しております。会議が非公開であることを明記した上で今後の情報提供として議事録を作成し、企業の知的財産を侵害するおそれのある箇所などを削除した上で速やかに公開いたします。

また、審議に用いた各種試験結果概要及び評価結果をまとめた評価書案を作成し、食品安全委員会に報告して公開することとなっております。本日の配付しております参考資料等は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。

それでは、未承認組換え体飼料 Bt10 の健康影響評価及びそれに関わる許容基準の設定のための審査に入りたいと思います。

昨年 10 月の調査会の審議の結果、追加の提出を依頼いたしました資料に対する回答について、これから事務局から御説明をいただくわけでありますが、その前に前回 10 月の調査会以来、間が少しあいておりますので、本調査会での審議、安全性評価の考え方について確認をしておきたいと思います。

まず、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づきまして、許容基準を定めるということについてであります。マネージメント上の問題であることから、リスク管理官庁の判断で適切に行われるべきとの合意がこれまでの本調査会で得られていると思っております。

次に未承認組換え体飼料 Bt10 の食品健康影響評価につきましては、あくまで提出された資料の範囲内で評価を行うということ。そして、その報告書におきましても、その旨を反映させた評価結果を作成する。これにとどめることを前提に議論され、昨年の調査会でもそのことが合意されております。

経過といたしましては、昨年 10 月までに 3 回にわたって審議を行いました。追加資料の提出に関する指摘事項を出していたところでございます。このたび、指摘事項に対して回答及び資料が提出されてきたということでありますので、調査会としてはこれを基に議論を進めて、できる限り早く評価結果を出したいと思っております。

それでは、事務局、回答及び資料についての説明をよろしくお願ひいたします。

○浦野係長 それでは、前回の調査会での指摘事項につきまして、農林水産省を通じまして、申請者に問い合わせましたところ、回答書が提出されておりますので、説明させていただきます。

申請者から出てきました回答書といたしましては、この緑色の表紙のチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 回答書修正版概要書追加分、ハードカバーのチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 安全評価に関する解説書（参考資料）、農林水産省から提出されました産卵鶏に対する Bt10 トウモロコシの給与試験、この 3 点でございます。

まず初めに緑色の表紙の方から説明させていただきます。1 枚めくっていただきまして、シンジェンタジャパンから平成 18 年 1 月 31 日に出てきました回答書でございます。四角の中が前回 10 月の調査会で指摘した指摘事項でございます。

それに関する回答いたしましては、まず Bt10 の挿入遺伝子に関するレポートにつきましては、新たに補遺 23 ということで提出いたしますということでございます。

B といたしまして、Bt10 系統に挿入されている遺伝子 D N A 断片の構成についてですけれども、Bt10 の挿入遺伝子はトウモロコシゲノムの第 1 染色体上の 27kb に存在しているとしています。現在までの解析の結果、この D N A 配列には 4 種類のクローンと 1 種類のコンティグが単離されているということです。

そこに①～⑤とございまして、①といたしましては、*pat* 遺伝子の発現カセットとアンピシリン耐性遺伝子と *cry1Ab* 遺伝子の発現カセットがつながったクローン、これに O R F が 12 個含まれているということでございます。

②といたしまして、*cry1Ab* 遺伝子の発現カセットのみを含むクローン、これに O R F が 6 個でございます。

③は、*pat* 遺伝子発現カセット及び 35S プロモーター配列を含むものがあり、O R F が 7 個。

④といたしまして、複数の断片化した要素とトウモロコシゲノムの配列がつながったクローンがございます。O R F が 25 個ございます。

⑤といたしまして、④のトウモロコシゲノムとは異なるトウモロコシゲノム配列と複数の断片化した構成要素のつながっているコンティグがございます。O R F が 2 個というところでございます。

これらはそれぞれ独立した実験結果であるために、①～⑤のクローン及びコンティグがどのような順番で入っているかを明らかにすることはできませんでしたということです。

平成 17 年 9 月 8 日の回答書の際に示したクローン C-1-1 の塩基配列がこの中の④のクローン 1A25-2 に含まれていることが判明しました。

C といったしまして、クローン C-1-1 内の制限酵素についてでございますが、こちらにつきましてはアヘンディックス 7、70~73 ページの表 7 に書かれておりますけれども、445 か所の制限酵素のサイトが存在しています。これらの塩基配列を解析した結果、クローン C-1-1 の塩基配列はクローン 1A25-2 に含まれていることが判明したということです。

クローン C-1-1 のゲノム上の存在につきましては、断片化された繰り返しの配列が多く、クローン特異的な DNA 配列をプローブとしてサザン解析を行うことはできませんでした。

また、さらなるクローンについては新たに 4 種類のクローン及び 1 種類のコンティグを単離しましたということです。これらには計 52 個の ORF が見い出されました。

しかしながら、これらは転写に必要な調節配列が存在しないため、それらの ORF から意図しないタンパク質は発現しないものと考えております。また、すべての解析の結果、すべての挿入遺伝子が单一の遺伝子内に存在し、そのサイズは約 27kb を超えないことが明らかとなっております。

しかし、各クローンに特異的な DNA 配列をプローブとしたサザン解析を行い、クローンのゲノム上の配列の存在を検討すること及びこれらの挿入遺伝子の塩基配列の解析を行うことは技術的に難しいということが報告されております。

要旨の変更については、上記の回答を基にそれぞれの該当箇所の概要書を変更したということでございます。変更した内容が下の方に②、あと次に 3 ~ 4 ページに書かれております。

5 ページ以降は、今までに回答された同じ回答がそのまま付いております。

申請メーカーからの回答は以上でございます。

続きまして、農林水産省から提出されました産卵鶏に対する Bt10 トウモロコシの給与試験でございますが、こちらは 1 ページめくっていただきますと、まず目的といったしましては、今回の Bt10 を産卵鶏に与えたときに、産卵成績とか健康状態について検討し、当該組換え遺伝子及びそのタンパク質が臓器・組織内部、鶏卵への移行の有無について確認をしました。

続きまして、2 ページ目の表のところにそれぞれの Bt10 及び組換え体でない Bt10F のフリーリーの成績が載っております。

続きまして、表 2 がそれぞれの飼料の配合割合をそこに載せております。試験といったしましては、産卵鶏の雌の 30 羽を用いて試験を行ったということでございます。飼育管理の

方法についてはそこに書かれているとおりでございます。調査項目といたしましては、体重、産卵成績、飼料摂取量、健康状態、血液学的検査、血清生化学的検査、剖検所見及び病理組織学的検査を行っております。

血液、筋肉及び肝臓への *Bt10* 遺伝子、Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクの移行について調査しております。鶏卵への Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクの移行について検査をしております。

結果でございますが、試験結果といたしましてはそこに書いてありますとおり、5 ページの一番下の最後の欄に書いておりますけれども、試験結果については産卵率、平均卵量、産卵日量では試験開始後 14 日と殺群及び 28 日と殺群のいずれにおいても *Bt10* と *Bt10F* 区の間に有意差は認められなかったということでございます。

次に、血液学的な検査でございますが、こちらの検査においても試験開始後 28 日と殺群はいずれの項目においても両区間に有意差は認められなかったということでございます。

続きまして、血清生化学検査でございますが、こちらの試験においても、14 日と殺群、28 日と殺群のいずれも両区に有意差は認められなかったということです。

剖検所見でございますが、剖検所見でも一般に観察される軽度から中度の肝細胞の単純性脂肪化が見られたけれども、他の臓器では両区に特出すべき所見は見られなかったということでございます。

血液、筋肉及び臓器への *Bt10* 遺伝子、Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクの移行でございますが、血液、筋肉及び肝臓にはそれぞれ *Bt10* 遺伝子、Cry1Ab タンパク、PAT タンパクは検出されなかったとされております。

続きまして、鶏卵への Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクの移行でございますが、鶏卵から Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクは検出されなかったということです。

考察でございますが、最後の参考文献の前でございますが、試験飼料給与開始後 14 日及び 28 日後の採取した血液、筋肉及び肝臓からも *Bt10* 遺伝子や Cry1Ab タンパク及び PAT タンパクは検出されなかった。また、生産物等への *Bt10* 遺伝子や産生タンパク質の移行も認められないものと考えられると結論されております。

申請者及び農林水産省からの回答は、以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明、回答の状況を踏まえますと、調査が進めば進むほど、例えば、遺伝子断片については数多く見つかってくるというようなことで、なかなかクリアに安全性を判断するにはかなり厳しい状況のようにも思われますけれども、各先生方か

ら御意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

小関先生、何かございますでしょうか。

○小関専門委員 この日本語の方ではあまりはっきり書いていないんですけれども、英語の方で書かれたのを読むと、科学者の方が本当に書かれているんだなと、非常に真摯に書かれていて、日本語の方では書いていないんですけれども、彼らは例えば、あるライブラリーをつくって、そこから1つ取ってやっているわけではなくて、同じものが13取れたとか17取れたとかいう格好で取っているので、恐らくこのライブラリーからこれ以上取れないということが書いてあるんです。

ですから、そういうことを見るとすると、非常に困難だというのは確かにわかり得るんですけれども、一番後ろの方のディスカッションで問題にしたのは、ColE1の複製開始点が多数あるということがプラスミドの不安定性を出していると言っていて、だから、短いのでどんどん調べているんだということを言っているわけですけれども、確かに彼らはプラスミドとかホスミドとかを使って、あとはラムダーのページでも0～9キロぐらいまでしか入らないものを大体使っているんですけども、そうではなくて一般的にはラムダーのライブラリーであれば、ゲノム用でしたら17～23キロぐらい入るものがあるんですけども、それを使えば多分ColE1の影響は出ないのではないかと思うので、それを使ってやったことがあるのかどうかが第1点だと思います。

非常に難しいということを日本語では書いているんですけども、むしろ、これは向こうの人にちゃんと問い合わせて、どういうライブラリー、10の何乗の独立クローンを含んでいて、それは増幅したものからクローニングしているのか、それとも増幅しないで出てきたライブラリーで、そこからダイレクトにクローニングしているのか、その情報をですね。一度アンプリファイしてしまうと、中に入っているクローンの集団がずれてしまうので、私は絶対にアンプリファイしないで最初は取るんですけども、そういう形で取っているのかということを踏まえて、確率論的にそのトウモロコシゲノムの何倍のものをスクリーニングし得たのかということです。

例えば、カバレッジというやり方があるんですけども、全ゲノムの何%をカバーしているか、80%カバーだったらまだ努力は足りないだろうし、大抵3～4倍くらいのゲノムサイズの大きさのものを拾えれば、トウモロコシだってゲノムが大きくて非常に大変なのはわかるんですけども、それでも拾えなかつたのか。そういうような定量的に説得していただかないと、まだこの段階では、できないということが科学的には判断し得ないと思います。実際に日本語では非常に困難と書いてあるんですけども、後ろの方には非常に

困難とは何も書いていなくて、淡々と書いてあるので、まだできるだろうと思ってやっているのではないかと私は判断しました。

以上です。

○早川座長 そうしますと、先生の御意見では、申請者はこれ以上解析するのは困難だと言っているけれども、しかるべきアプローチを使えばもっとやれるかもしれないし、その定量的な解析も場合によってはもっとやれるのではないかと。やって、それを基にここで評価したいという。

○小関専門委員 要するに不可能とか可能とかという話で言ったときに、これは多分日本語に概要を直している人の責任だと思うんですけども、英語の方ではそういうふうに書いていないところがあります。

普通であれば、ラムダーのそういう 17~23 キロ入るライブラリーからスタートするのですが、それをスタートしていない理由ですね。やってダメだったということがあるかどうかです。それでもやっていないんだったら、やってほしいし、やって取れなかつたときにどのくらいのスケールでやって取れなかつたからダメだったという判断をしたのかと、それで説得してもらわなければ、難しいというだけでは、やはり説得されないと思います。

要するに、そこまできちんと細かくプレゼンテーションしてもらわなければ、私としては判断できないということです。

○早川座長 調査会としては 2 つの立場があると思うんですけども、1 つは申請者が難しいと言っていて、ああそうですかとそれを受け、我々も判断できないというような評価書をつくるか、もうちょっと頑張っていただいて、出る可能性があるということで、そこを見定めて、それを基に評価すると。

ここも次のアクションとしては更に追加資料の提出を依頼するのか、今の時点である種の結論、評価をそれはそれとしてやるのか。そこら辺はいかがですか。

○小関専門委員 今までそういうようなグレーゾーンのまま終わらせたケースはないと思います。はっきりどちらかにいったと思います。

要するに、まだできるということと、できるのではないかという可能性があった場合には、それは問うていたはずなので、そりは今までの前例を外すわけにはいかないだろうと私は思います。

困難で出ないというのであれば、ここにはそういうどこまでやっているけれども、取れないということが日本語では全く明示されていないんです。英語の方ではかなり書き込んでるので、何となくわかって、多分このライブラリーだったら無理だろうと。これは私

としてもわかるんです。

ただ、もう一つはさっき言ったような、一般的にゲノムライブラリーをつくることについて全くやっていないので、ホスミドから入っているので、それはホスミドを使ったらうまくいかないだろうと思います。ColE1 が入っているんだとすると。

ですから、そのことについて、やっていなければ、やはりやるべきだし、やってだめだったら、どうやってどのぐらい拾ってだめだったかということについては、やはりきちんと確定させておかなければ、こちらとしても困難だと言われたものを、はい、そうですかというふうに、今までは飲んできたことはないはずだと思います。

これだから科学的にできないということです。まだこの現状では科学的にできるという部分が残されてしまっています。ですから、科学的に評価をするんだという立場に立った場合には、やはりどうしてもそれは言わざるを得ない立場に私らはあるのではないかと考えます。

○早川座長 これは諮問されたときの経緯もあるかと思うんですが、今までは必ず黒なのか白なのか、どちらかを判断する。その判断するために必要なデータを徹底して出してくださいという形で今までの審議は来たということですね。

この Bt10 に関しては、黒の方はあるかもしれませんけれども、そこまで行くのか、それともある時点で判断を、このデータの限りにおいてはここまで評価できた、これ以上は評価できないという、言わば中間段階ではあるわけですが、そういうこともこの件に関してはあるかもしれないというような形での議論は今までしてきましたので、そういう意味でちょっと先生のお考えを伺ったということでございます。

○小関専門委員 確かに言ってみれば、これは直接食するものではないという形で来たんですけども、そういう意味で行くとこれまでのルールをここは特例扱いする、曲げるということを全員一致できるかどうか。

ですから、それだったら最初からこういうような DNA の上での評価はすべではなかつた、必要なかったということを自ら認めてしまう部分も出てきてしまうんです。結局、完全なものは要らないということを言明することにもなりかねないので、そこはやはり注意が必要かと思います。

○早川座長 いえ、そういう意味ではなくて、出せるものは出していただきましょうと。申請者が出せないと言ったものはそういうこととして、それでは評価できないという結論なら結論でも構わないと。

○小関専門委員 ですから、先ほども最初に申し上げたところというのは、まだ出せる部

分です。データとしても持っている部分なのか、あるいは持っていない部分なのかということが不明確なんです。

ですから、私としては、まだ判断できないというのが、要するに例えば、ラムダーの結果が出てきて、それでも確定できないで科学的にこれだけの確率論で言って、取れるはずなのに取れてこないということは、もう不可能なんだという形で、だから確定できないということがあれば、それはそれでそれ以上やれというのは非科学的ですし、そこのところで評価書はそういうふうに書けるんだと思うんですけども、まだこれはその余地があるということです。こここの部分は不完全な部分。

科学的にできることをやっていない不完全だというところでよしとするとなると、今まで完全なものを求めてきたものが揺らいでしまうということもあるし、やはりここはもう少しきちんと言明してもらった方が私はいいような気がします。

○早川座長 もう少し突っ込んで言えば、よしとするのではなくて、たぶんよしとしないだと思うんです。つまり、これしかデータがないし、これ以上は困難であると言っているので、その限りにおいては我々はよしとできないという評価書を書くという方向か、もう一步進めて、もっとデータを出してくださいと。

出させた結果として、これも両方結論はありきだとは思うんですが、従来のは最終的な健康影響の有無に関して評価を下す、下せるだろうという前提に立ってデータを我々が評価できるレベルまで出してきてくださいというスタンスであったかと思うんですが、本件は必ずしもそこまで徹底しない、もう少し自然体でいってもいいのではないかというのが、今までの議論としてはあったということなので、そこら辺をどこで評価書作成の方に向かうのかというのは、タイミングがあるのかなということです。

○小関専門委員 今までそんなタイミングのような問題というのは一切なかったんです。ですから、それだったら、もうここまで引っ張らずに最初の段階で遺伝子関係はもう考えなくてもいいというぐらいの立場もあったはずなんです。逆にフリークオフで、最初の段階のデータで。

ですから、その辺はそういう意味でいくと、その申請者側にしても不満が残ってしまうのではないかとは思うんです。

○早川座長 資料提出についても、これから重ねて追加実験をして云々ということもあつたかもしれないけれども、既存のデータとして出せるものであれば、出してくださいというぐらいの感じの照会であったとは思うんです。

ほかの先生方にも、また御意見を伺います。日野先生。

○日野専門委員 私も小関先生と同じところに疑問を感じまして、日本語と英語で最後の結論が違うので、どちらが申請者の本当の意思なのか、ちょっとわからなかつたので、その辺は小関先生と一緒にです。

ただし、これは申請されたときに諮問事項は2つあったと思うんですけども、その1%でも受け入れることでいいかという、その基準を定めることについての意見と安全性評価。安全性評価については確かに小関先生のおっしゃるとおり、今の時代ですから、このぐらいの長さは完全に解読することは、時間と人手をかけなければ可能だと思います。ただ、それを向こうがどこまでかける気があるか、それによって要する時間が変わってしまふので、人手がいなければ、ほぼ半永久的に終わらないということになる。

それでリスク管理側がいいというのか、とりあえずここで1の基準を定めることについてだけ委員会の意見を述べる必要があるのかということなんでしょうか。

○早川座長 たしか基準を定めることについては今までの経緯から言えばマネージメントの問題なので、ここではその1%でいいとか2%でいいとか、それは定めないという合意であったかと思います。

○日野専門委員 決定ではなくて、定めることについての意見というんですか。ここまでしか分かっていないから、それ以上はそちらで決めてくださいと、その報告を出すかということです。

○早川座長 報告はいずれにしても出さないといけないと思います。ですから、2番目の話があって、2番目の話の結果、いずれにしても2番目があいまいであれば、当然1番目は定められないですから、そういう報告しか評価としては出せないということになるかと思います。

○日野専門委員 その中間報告的なものが必要かどうかということかと思います。

○早川座長 事務局で何か今のような取扱いに関して、基準の話と健康影響評価と2つ課題があるわけですけれども、私どもがこの問題について、農水省の方から諮問をいただいて、御説明もいただきましたけれども、そのときのスタンスとしては必ずしも最後の白か黒かまで従来のようにいかなくとも、この資料の範囲ではこうであるという見解を示していただきたいというニュアンスであったように理解しているんですが、いかがでしょうか。

○吉富課長補佐 今、座長の方からおっしゃられたとおり、もしわかるのであれば、勿論そのわかる範囲でということでありましたけれども、わからないものはどうにもできないところがあるので、それについてはわかっている範囲内での答えをいただきたいと聞いております。

○早川座長 それが今までの諮問とちょっと違った部分であったかと思います。今までの諮問はとにかくぴしっとした結論を、影響がないのか、影響があるからだめというのかまでは出してくださいというのが諮問する側のスタンスだったと思うんですけれども、これに関しては資料の範囲内でというようなお話と私は記憶しているんですけども、それはそういうことでよろしいんですね。

○吉富課長補佐 はい。いただいている資料の範囲内でということでお願いしたいということです。

○早川座長 どうぞ。

○日野専門委員 ということは、今回もらった資料は前回までに指摘して、まだ持っているデータがあったら出して下さいと言ったんですけども、向こうがまとめている間にいろんな新しいものを出してきたと。ここで別に報告をまとめても、我々のスタンスを報告しても問題ないということですね。

○早川座長 丹生谷先生、どうぞ。

○丹生谷専門委員 先ほど、小関専門委員の発言の中で、ルールを曲げてまではできないという発言がありましたけれども、私はそれはちょっと言い過ぎかなと思いました。

どういうことかと言いますと、私はこれまでBt10に関して何回かお話ししたんですけども、これは飼料であります。飼料の安全性評価と高等植物の普通の食品の食品安全性評価は別途書かれてありますので、それはかなり共通していますけれども、2つは違うものだと私は思います。ですから、評価の仕方というのは2通りあっていいと思います。

特に飼料の場合は、家畜が食べるわけとして、人間が直接食べるわけではないので、家畜が食べて、その畜産物の中に移行するものが人体に入った場合にどうなるかということの評価の仕方であります。ですから、そういう飼料に関する安全性評価の仕方は、委員の席のところに置いてあるものを読めば書いてあるんですけども、その中に導入遺伝子の断片に至るまで、すべてのものをクローニングして、植物ゲノムのどこにどういうふうに入っているか、隣接するゲノムの配列を求めなければならぬというようなニュアンスは、私は読み取れないんです。

ですから、今もっとデータをと求めているところは、まさにその点であります。それはこれまでの例でも、飼料についてもそこまでやるんだというルールは小関専門委員の頭の中にはあったかもしれません。しかし、私はこの委員会が発足してつくった評価の基準書には、私の読み方ではそこまでは読み取れないということは言えると思います。

また、このBt10に限らず、飼料に関してまでもそこまで、つまり小関先生がおっしゃる

ルールを今後も必ず求めるということであれば、私はかなり将来的にどういう申請が出るかわかりませんけれども、それに縛られるとかなり苦労する局面が多く出るのではないかという予想もあります。決して安全性の評価を下げるという意味ではございませんけれども、困難は予想されるということを申し上げたいんです。

今回の Bt10 につきましては、入っている遺伝子はもう *cryI* とグルホシネート耐性遺伝子、若干ほかのマーカーも入っていますけれども、それがどのようにどういう形でどういう断片がトウモロコシのゲノムに入っていると、トウモロコシはもともと毒物を产生する例はありませんので、入ったところに依存して毒物が產生されるということはあり得ないし、入る場所を特定しなければならないというのは、特に人間が直接食べるものに関してはアレルギーの心配があるからこそ、きちんとやりましょうということだったと私は理解しているんです。

ですから、牛がアレルギーになってしまって構わないとは言いませんけれども、たとえ牛あるいはほかの家畜がタンパク質を摂取したことによってアレルギーになったとしても、その肉あるいは牛乳を飲んだ人間がアレルギーになるわけではありませんから、そこまで突き詰めてデータを要求する必要はないのではないかと考えていたわけです。

ですから、私はこの Bt10 に関しては個人的にはこれまでのデータで安全性は十分評価できると思っているわけですけれども、もしもこの委員会がそうではないと、必ず断片に至るまでクローニングして配列を決めなくてはいけないというのであれば、私はデータをもっと出せという要求はもうやめて、これまでのデータをすべて見た結果、安全性は評価できないということで結論にして、この評価はもう終わりにした方がいいのではないかと考えます。

以上です。

○早川座長 今の丹生谷先生のお話は、今の組換え遺伝子飼料及び飼料添加物の安全性の考え方ということにベースを置いたときに、結局ここで安全性評価の方法というのが③で①～③というふうにあって、まずこれを評価の際に考慮することになっているわけです。

先生の今のお話を非常に乱暴にまとめてしまうと、1つは例えば、*cryI* とかそういうのをただ入れたに過ぎないので、結果としてゲノムのどこに入っているが、あるいは O R F の数がどれだけあっても、そういうものが 1～3 に抵触するようなことはまずないだろうということですね。

しかし、それはそういうふうに言い切れるのかどうかということで、言い切れないで、それで入っている場所とか O R F とか遺伝子的なことも可能性として考慮材料として言っ

ていたと思うわけですが、今の話によれば、もっと極論すれば、挿入遺伝子が決まった段階で飼料としての安全性というのが、極端に言えば評価できるというような議論にもちよつと聞こえるんです。つまり、そういうものが少なくともヒトにまで及んでいたずらをするわけがないと、極端に言えばそういう話になってしまいますが、そこまで言い切れるのかどうかというのは、ちょっと議論の余地はあるかと思います。

先生、どうぞ。

○瀧谷専門委員 丹生谷専門委員の言われるのはわかるんですけども、例えば、餌そのものとして評価する農林の委員会などでも、食品のことも考えて、ほぼ似たような基準でこれまでやってきていますね。そこの中では導入遺伝子の近傍も含めたようなことも一応求めてきている。だから、今のようなことを変えていこうとすると、基本的に考え方を変えなければいけないので、これを機会というにはちょっとどうかなという気がします。

それはそう思うんですけども、一方で、どこまで資料を求めるのかというのとの関係で言うと、例えば今の 27 キロのシークエンスが決まつたらフル評価につながるのかという問題があると思うんです。これはたしか育成系統のときのどこかのデータがなくなってしまっているというのがあったのではなかったですか。どういう交配でやってという記録が一部、子会社がつぶれてなくなったとか何か言っていて、要は形式的な部分とは言いながら、きちんと今までと同じようにしようとするのであれば、しょせんフル評価に届かない可能性が高いという案件だったのではないかと思うんです。

そうすると、論文などでもよくありますけれども、アクセプトになる展望がないのに質問ばかりやるのはフェアでないというのがあります。つまり、そうすると何を求めて、どこまで評価すればいいのかというのを考えた方がいいと思うんです。そうすると、形式的な部分も含めて、例えば今までと全く同じベースでフル評価につながらないとすれば、しょせん 100 点満点にならない。そうすると安全性から見たときにどこまでわかって何が問題として残るか。そこが示せればいいのではないか。

つまり、先ほどからあるように、これは導入されている遺伝子そのものが極めてありふれたものです。あるいは結果としての成分組成などでやった範囲では影響が出ない。鶏が食べてもとりあえず影響がなかったりタンパクは動いていない。そういうことがあるから、大まかに見たときの危険性がすぐにあるということにはならないんだろうと思います。

ただ、理論上で言えば、複数のフラグメントが入っているから、もしかしたら内在性遺伝子のところに影響している可能性は少なくとも理論的に否定できない。あるいは分析した範囲ではないというんだけれども、一部タンパクができているかもしれない。つまり、

その可能性は低いけれども、理論上は否定できない。つまり、どこがわかっていないのかということさえ、わからせておけば、全体から見たときに一体リスクというのはどの程度現実味があるかないかという判断がきっと行政なら行政ができると思うんです。

つまり、詰められるところを詰めて、わかっていない部分はどの部分が残るのか。それは安全性から見たときにどういうふうなリスクの可能性があるのか。その辺が整理されていれば、つまり 100 点はしょせん望めないから、そういう意味では却下みたいになってしまふのかもしれないけれども、議論の過程で詰められる範囲のことが詰めてあれば、それを基にどう判断するかというのは行政的な部分も含めた判断になるのではないかと、そういうことではないかと思うんです。

○早川座長 これは当初から 100 点満点の答え、あるいは 100 点満点の答えというより、フルセット必要なデータをこの場で審議をして、言わば結論がそれに基づいて出せるという状況ではないということがわかつっていましたので、いずれにしても先生が今おっしゃつたような、どこまでわかつて、どこまでわからなくて、わからないところの問題点はどこであるという、そこを出せればいいと。

そのときのデータを提出しなさいというときの提出の求め方の問題として、幾ら求めても 100 点の答えは出てこないだろうということで、それで、出せる範囲のデータで出していただいて、大体その時点で今どこまでわかつて、どこまでわからぬかということの評価をここで評価書として出しましようというようなスタンスだったと思います。

ですから、今がそのタイミングなのか、もうちょっと出してくださいと言うのか。

○瀧谷専門委員 そこのところで、私はよくわからなかつたんですけども、その 27 キロのところが本当にみんなクリアにわかつて、つまり、今、不明の部分がありますね。あれが 27 キロを簡単にやれるのか。ゲノム解析などが進んでいる分野はこんなのはすぐですけれども、トウモロコシなどは、どうなんですかね。

○日野専門委員 トウモロコシのゲノム解析をアメリカがやっているといいますから、まさに人手とシークエンサーと予算を湯水のように使えば、あっという間に終わると思います。

○瀧谷専門委員 つまり、そこから出てくるデータを付け加えたときに、我々が判断する根拠として、どのくらい前進するのかにかかるのではないですか。

○日野専門委員 多分おっしゃるとおりで、やればある程度の構造もわかる。もっとやろうと思えば、サザンハイブリもプローブを変えたりして、いろんなことをやれば幾らでもできる。もっと明確にわかるんでしょうけれども、事実がわかってもそこから安全性評価

につながるだけのものがあるかというと、多分みんな推測で終わってしまうと思うんです。

それ以上やろうとするともっと複雑な、例えば、予測されるアミノ酸配列で抗体をつくらせるとか、そんなことまで果たしてやるべきなのかということを考えると、座長がおっしゃられていたように、ある程度どこかで区切って、我々はある意味でこれまでと同等の科学的な安全性評価を行って、明確な結論を出すというのも使命でしょうけれども、この諮問されたリスク管理側が求めていることに対する科学的な意見を返してあげるのも役割かと思いますので、この案件を考えれば、もう半年近く検討してきてはいますので、私は瀧谷先生がおっしゃったように、我々が示している基準に従って、この項目からは問題がありませんとか、それを一個一個詰めていって、ここは不明確なので最終的な結論は出せないけれども、これまでに提出された資料からはここまでわかっていますというような結論をそろそろ出してもいいのではないかと思います。

○早川座長 澤田先生、何かコメントを。

○澤田専門委員 非常に難しいところだと思うんですけども、結局申請者が続けることができないのであれば、もうやめていいのではないかというのが率直なところだと思います。申請者のキャパシティーとして、もうできないというのであれば、この段階でできる範囲で評価すればいいような気がします。もし続ける気があるんだったら、まだ半年ぐらい続けてもいいとは思うんですけども。

それで結局、問題を整理しなければいけない点は、食品としての安全性と飼料としての安全性をそれぞれ分けてどこまで評価できるかというのをきちんと書いた方がいいような気がします。

以上です。

○早川座長 一応ここは飼料としての諮問ということになっておりますので、あくまで飼料に関する評価に基づいてやると。従来は食品としてあれば、そこら辺がすっぽり通つていったわけですけれども、そこら辺に関してはかなり考察というんでしようか、評価にいろいろな影を落とすことにはなるんだろうと思います。ただ、飼料としてやることはやるんだろうと思います。

どうぞ。

○宇理須専門委員 出発点は、飼料に混入して輸入されてきたということが問題だったわけですね。最近の現状はどうなっているんでしょうか。いまだに混入が続いているのか、それとも、もう止まって、だんだん減衰しているのか。その辺の現状はいかがでしょうか。

○早川座長 これは飼料としての評価ではあるんですけども、この基準にもその他とい

うところで、飼料であっても、かつ食品としても使われる可能性があるものについては原則として食品としての安全性評価も同時に行われるよう配慮することという項目もありますので、食品としてのどういう使われ方というか、可能性があるのかということにもよるわけですが、そのところは飼料と言えども、このことも評価書としては触れないといけないと思うんです。

農林の方でいかがですか。

○浦野係長 その検出率につきましては、こちらの厚い方の資料の補遺の 21 の 1 ページをめくっていただきますと、そこにグラフが書かれていますけれども、陽性率につきましては、一番高かった昨年の 8 月が 10% 近くですが、年明けの 6 年の 1 月時点では 0.8 % まで陽性率は下がってきているところでございます。

以上でございます。

○早川座長 しかし、混在が可能性としてはあるので、全く飼料オンリーで評価するというわけにもいかないということも事実ですかね。食品としての評価の要素も、私どもが評価書を書くときには、やはりここについてはこういう見解であるということを示さないといけないと思います。そのパーセンテージが下がってきてているとは言いながら、意図的に使うことはないかもしれないけれども、実態として食品として混入している可能性はあるわけですね。

○丹生谷専門委員 ちょっと確認したいんですけども、混入というときに今は Bt11 に Bt10 が混入しているという問題であって、飼料にこの Bt10 は混入しているわけですから、例えば、スイートコーンとかのものに Bt10 が混入しているという事実はないのではないかでしょうか。

○日野専門委員 飼料として入ってきても、実質的にデントコーンであれば食品の原料として使われる場合もあるので、そのことを言っているんだと思います。

○瀧谷専門委員 陽性率ですね。

○日野専門委員 陽性率としてはです。食品に使われないということは言い切れない。

○瀧谷専門委員 それはまた別の話ですね。

○日野専門委員 はい。

○丹生谷専門委員 食品に使われる可能性というのは、私はこの評価基準の最後に書いてある文章は一体何なのかと思うんです。つまり、これは故意とか過失で違法的に食品に使われるという意味なんでしょうか。恐らく合法的には、例えば飼料のデントコーンの粉末を食品に使うということはできないのではないでしょうか。

○日野専門委員 デントコーンというのは別に飼料用と決めて日本にすべて入ってくるわけではなくて、一部は飼料、一部は食品用に使われていると言つてもいいものですから、そういう意味では飼料用とは言いながらも、デントコーンであれば、それはコーンスタークとか糖の原料に使われることもないとは言えないと思います。

○農林水産省 農林水産省でございます。

まず米国での実態といたしましては、デントコーンというものが食用にも飼料用にも使われているという実態がございますけれども、日本に輸入する場合、食品については食品の輸入届ということが必要でございますので、食品用途以外で輸入したものが食品に回るということはございません。

流通の実態ということで申しますと、食品用のトウモロコシにつきましては、きっちり分別した流通ということがされておりますことが一般的でございますので、これまでの国内での検査の結果、飼料につきましてはこれまで 14 件陽性ということがございますが、これは厚生労働省の方の検査でございますけれども、食品でこれまで陽性ということは出てございません。

○日野専門委員 おっしゃっていることはわかりますけれども、食品用のコーンがすべて分別流通されているという保証はないですね。そうすると、米国でデントコーンとして扱われていれば、IPされていないものを受け入れている業者がいれば、それは混入はゼロとは言い切れないですね。

○農林水産省 可能性として IP でないものもございますし、混入が全く起こらないとまでは断定できないことは事実だと思います。

○早川座長 この、飼料としての評価の最後のくだりですけれども、その他のところですが、意図的に食品として使うのは、もともと食品から入り口に入つてこないといけないので、当然それは最初は飼料から入ってきたとしても、将来そういう意図があるのであれば、当然のことながら食品としての評価というのが前提になるんだろうと思います。そこが評価されれば、飼料としての評価というのはハードルがうんと低くなるわけですから、それはそういうケースが 1 つ。

もう一つは、今のように混入する可能性ですけれども、可能性がある場合にも健康影響評価ということで言えば、そこはどこまで重く見るかはあるとは思うんですが、一応視野に置いて評価書はつくった方がいいのではないかと。可能性が低いなら低いという表現でいいんですけども、評価書としては低いけれども、かくかくしかじかというような書きぶりになるのかなというふうには思いますけれども、瀧谷先生はちょっと違うんですか。

○澁谷専門委員 餌はやはり餌の報告書として書かないと筋がおかしくなってしまって、その折々で判断してというと基準が変になってしまうから、それはやめた方がいいのではないかでしょうか。餌は常に餌の基準として評価書はやはりつくらないと。

本当は食品の方へも回る可能性があったら、やはり食品にもちゃんと出せという指導をしないといけないんだろうと思うんです。ですから、今みたいにルールとしては食品には入ってこないんだというので、だけれども、実態として入ってきててしまうかもしれないというようなときにどうするのかというのがあるのかもしれません、やはりルールをつくったときの考え方としては、餌は餌としてやるし、食品にも回るような品目に関してはできるだけ食品として表口からちゃんと評価も受けるように指導すべきだというものでつくったとは思います。

○早川座長 そうしますと、この基準の考え方で、4. は食品として使われるものに限って書かれてあることであると。

○澁谷専門委員 可能性がある。だから、食品として利用されるような、つまり用途がどちらにもありそうなものに関しては、食品としての安全性評価も同時にちゃんと受けたことが望ましい。

○早川座長 ですから、そこを意図的に使われる可能性があるのと、先ほど来ちょっと出ているのは、非意図的だけれども、食品に混入する可能性についてはどう考えるかというところですね。

○澁谷専門委員 しかし、それはそういう可能性があったら、そちらの方へちゃんと申請を出させるようにというのが本筋ではないでしょうか。そうしないと飼料の基準を無限に拡大解釈していってしまうことになってしまふと思います。

○山川専門委員 私もやはり同じことを感じます。スターリング事件のときも飼料用のものがヒトのに混入して騒ぎになったわけで、あれ以来ヒトのに混ざる可能性のあるものは飼料としてもよくないんだという、飼料だけの使い方というのはよくないという風潮が出てきましたけれども、これも飼料として評価を受けてしまえば、やがてこうやっていけばヒトもいいのではないかというような考え方方が生まれてしまうので、やはり澁谷先生がおっしゃるように食品は食品、飼料は飼料として評価して、きちんと答えるという態度を取る方がいいと思います。基準が違うんです。

この場合 100 %になりそうもないというのがわかっているんだったら、もう今の段階でこうだというふうに答えてしまわないと、いたずらに引き延ばすだけになるのではないかと思います。

○早川座長 引き延ばすという意味ではなくて、あるいは食品として真正面から評価しようということではなくて、今、いろんな限定版で可能性が少しでもあるのであれば、それに言及する必要はないのでしょうか、あるのでしょうかという話をしているだけです。

○小関専門委員 その問題があるので、それを言い出すと、私が最初に言ったようなフルスペック評価のところまでやらないとどうしようもなくなってしまうと思うんです。

その混入はないという断言で行くんだとするとすごく話は簡単になるのであって、これは管理側に対して評価書を出すときに、これは食品としての安全性は認められないとはっきり書いて管理していただくと。

その代わり、これは言ってみれば、本当は飼料として安全かどうかというのは、前にもちょっと言ったかもしれないんですけども、遺伝子どうのこうのというよりも、まず動物に食べさせてみて、それで考えるというのが一番いい。前にも、ないんですかと聞いたときに鶏のケースが出てきて、問題がありませんと言うんですから、それであれば、ヒトが食べても大丈夫でしょう、しかも入っている遺伝子由来のものというのそういうものがないんだからということで、その食品としてのこういう評価書というのを抜きにして話をすることになってくるんだと思うんです。

今回はたまたまトウモロコシですけれども、例えば、これからグラスなどが出でますね。ヒトが食さないようなケース。そういうようなケースになってくると、ますますどこまでぎちぎちやるのかという問題はもっと大きくなるんです。

ですから、混入ということの話を一言でも入れてしまうと、私が最初に言ったような話に転がってしまう。評価書が最後まで出ないということになってしまします。リスク管理側で、ないということにしてほしいとする場合、それはヒトとしての安全性評価は全くできない。飼料としては鶏などに食べさせても大丈夫である、更には入っている遺伝子由来のもの、これは肉に移行することはないということが示されたということで、それで問題はないと考えられるとするのが一番素直な評価書のまとめ方かと思うんです。

○早川座長 私が申し上げているのもそういうことで、食品として評価しなかったということであれば、評価しなかったということを一言書くだけでしようし、混入が懸念されるのでそれも視野に入れて、しかし、このデータではこの程度しか評価できなかつたということであれば、その旨を書くでしょうし、もろに食品としての見方で見てOKであればそうだと。そういういろんなレベルがあるんだろうと思うんですが、そこは評価しなかつたということにおいても、そのことについて一応触れるということが必要かなと思ったので、申し上げただけです。

○小関専門委員 それでしたら、安全性は評価できないと明言するだけだと思うんです。ですから、管理側にはその旨よろしく頼みますということだと思います。

○早川座長 そこら辺の食品のことは、一言も出すべきではないということなのか、評価しなかったことはしなかったと一言言うか言わないかということだとは思うんです。

○日野専門委員 でも、求められているのは飼料としての安全性評価であって、食品のことは求められていませんので、あくまでも飼料の安全性評価を我々が定めた基準に従って行って、ちょっと戻りますけれども、何で分子生物学的なデータを求めたかというと、動物への影響がどんなO R Fがあつて発現しているかもしれないものがあるかわからないので、それを求めたと。でも、幾らやってもわからぬので、ここはやはりグレーゾーンです。

だから、飼料としても安全性評価の結論は出せませんと。ただし、食品としては言うまでもないということになると思いますから、もし言うのであれば、同様に食品としての安全性評価についても、今後、食品としての安全性評価も実施すべきだけれども、現時点では結論できないとか、難しいですけれども、安全性評価を進めるためには飼料としても食品としても、よりデータが必要だと。我々が求めてきた資料は小関先生がおっしゃったように、飼料の給与試験も行って、そのデータも出てきていますから、この辺で飼料の安全性評価としてまとめるのは一番よろしいかと思います。

ただ、安全性評価は今後も続けるように向こうには申し伝えるべきだとは思います。

○早川座長 山崎先生、何かありますか。

○山崎専門委員 1つは飼料としての評価に徹するというのは、私も賛成です。ただ、山川先生がおっしゃったように、スターリンクの問題がありますので、安全性評価は飼料として行うんだけれども、実態として食品として横流しされる、あるいは非意図的に混入してしまうおそれが考えられるのであれば、安全評価上もそれは考慮せざるを得ないと思います。

それを無視しての安全性評価をすると、これは極端かもしれません、B S Eが起こった際に、肉骨粉を牛には使うなと禁止したが、豚とか鶏には使ってよかったので、ヨーロッパで流通していたときには結局牛にも使われてしまったと。ですから、管理としては、流通を全面的にストップしたという例もありました。その辺の管理を農水省がきちんと行うという確約の前提で、あくまで飼料としての評価をしました、食品としての評価はできませんということを明言するというのが必要なのではないかと思います。

もう一点は、フルスペックの評価は最後までできないという印象を私は持っています。

そうした場合には食品全般としての評価はできませんので、飼料として考えた場合に、飼料として与える家畜としてはどういうものが予想されるのか。その飼育期間がどれくらいなのか。それらを基に、家畜に実際に餌として与えて、その動物としての中期毒性試験を行って、そこで問題がなければ、とりあえず飼料としては大丈夫なんだろうという評価方法が、私はあってもいいように思います。

○日野専門委員 今おっしゃったのは、もうこれで終わっているんですか。

○山崎専門委員 これは鶏で28日までですので、鶏で28日というと多分短期の毒性試験と言えるかもしれませんけれども、中期になるかどうかはわかりません。私でなくて、それは毒性の専門家の先生に伺っていただいた方がいいと思いますし、牛とか豚でどうかというデータはありませんので、この鶏の結果をほかの家畜にも類推できるかどうかという判断も必要なのではないかと思います。

○日野専門委員 Bt10についてはたしか種子がないのではないですか。アメリカの政府の命令で全部廃棄されたとどこかに書いてあったんですけれども、入手できるんですか。

○農林水産省 今回の鶏の試験も米国側で入手可能なぎりぎりの範囲で試験をしておりますので、追加で更に長期の試験ですとか、他の畜種の試験をするということは非常に難しいと考えております。

○早川座長 動物の安全性評価試験は今回出されたのがぎりぎりいっぱいのデータであるという理解で評価してくださいということでおよろしいですか。

○農林水産省 そのとおりでございます。

○早川座長 ほかの先生方で何か、五十君先生どうぞ。

○五十君専門委員 恐らく皆さんの考えはほぼ同じではないかと思っております。もともとこの問題に関してフルスペックの評価ということは求められていないのではないかと思います。

ですから、今後これを継続して食品とか飼料として使う予定は恐らくないんだろうと思いますので、この安全委員会としてはデータの関係からも、フル評価はできないという結論を出して、フル評価でないところでどこまでという話を煮詰めた方がよいと思います。先ほどどのように飼料という限定で行うのでしたら、これは先ほどから何回も出ていると思うんですけども、挿入遺伝子の部分はわかっているわけであります。元の組換え体と違う部分は耐性の部分が入っているということと、どこに入っているかという場所がわからぬ部分かと思いますので、そのおそれについて、どういうふうに扱うかと、そういうコメントで回答を出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○早川座長 池上先生、いかがですか。何かございますか。

○池上専門委員 今の先生方のお話を聞きながら、現時点で出せる範囲の意見としてまとめておくということだと思いますが、あとは食品としての流通がどのくらい可能性としてあるのかは、ちょっと今までの皆さんのお話では私自身はなかなか判断しにくいという感じはしました。基本的にはやはり飼料としての安全がここでどこまで判定できるかということを明確にしておいて、後の部分というのは食品に関しても言及することについて反対はしませんけれども、これはもう管理側の仕事ではないかというふうに私自身は思いました。

○早川座長 今井田先生、何かございますか。

○今井田専門委員 特にないんですけれども、今の話で食品としての安全性評価の件なんですけれども、やはりこの食品安全委員会としまして、さっきから出ていますけれども、その遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方の4のその他のところで、原則として食品としての安全性評価も同時に行えるよう配慮することとするという文面が一応ありますので、これはこうあるんだけれども、今回はこの食品としての安全性評価は行わなかつたということをはっきり明記した上で評価すべきだと思います。

○早川座長 宇理須先生、どうぞ。

○宇理須専門委員 今の今井田先生の御意見とほぼ一緒で、食品としての安全性はこのデータでは十分な評価はできない。もしも、そこまで求めるならば、こちらは更にデータを要求したいというようなことをきちんと明記しておいた方がいいのではないかと思います。確かに動物の飼料であれば、それほどのデータは必要ないだろうと思います。

○早川座長 それでは、そろそろ最終的な結論に至りたいんですが、小関先生、先ほど遺伝子レベルの話で、アプローチとして2点ぐらいできるのではないかというお話をいただいていたんですが、そこはいかがでしょうか。求めましょうか。それとももう大体ここまで打ち切りますか。

○小関専門委員 日野先生もお感じだと思うんですけども、日本語の文章はもう困難と言っているんですけども、英語の方はまだ頑張るぞというのが伝わってくるので、その矛盾があって、それで最初に発言したことになったんです。

ですから、その辺が本当に何を考えているのか。確かに実験する側は非常に真摯にやっています。ですから、聞けば答えは返ってくると思うんですけども、それでこういう問題だということが明らかになれば、それはそれで納得できる話で、そこから先、次にどうするかということについては、要するに飼料だけに閉じ込めるという形にするのは、また

違う問題ではあるので、そのところはちょっと向こうの人たちがどこまでやったのかということは教えていただければ、それによって評価書の中にもそれは盛り込んでいけるのではないかと思うんです。

○早川座長 事務局としての感触ですが、今、御指摘がいろいろございましたように、英語、つまりこのデータに関して元の会社で考えているスタンスと、日本サイドでの申請書にギャップがあるのではないかということに関してはいかがですか。

○浦野係長 ただ、なかなかここは多国籍企業でございますので、実際アメリカの技術者と日本の我々がコンタクトを取っている担当者の間にかなりギャップがあるのかなというよう思われます。やはりそこはもう一度確認を申請者にする必要はあるのかなというように考えております。

○早川座長 その答えが現実のデータとして出てくるというか、その考え方に基づいて、もう少し追加の実験データを提出することになるのかを確認することが必要だということですね。

○小関専門委員 とにかく研究者のこちら側でやっている方の後ろを見ると、本当に一生懸命やっているんです。一生懸命やって、ひーひー言っているなというのがよくわかるんです。これだけクローンを取って、ここまでやって、こうだったと言っていて、それでまだ何かやるような雰囲気があって、頑張ってやっていたところで、もういいと言われたら向こうの研究者は怒るのではないかという雰囲気はするんです。

その辺がすごいそこがあって、その辺はどういうところまでやって、これからやる予定があるのかどうかとか、もう一度きちんと確かめて、それでどこまでやって、どういうふうにできなかつたかということは、きちんと聞けば、現時点ですぐに出てくると思うんです。

○日野専門委員 私は小関専門委員とちょっとニュアンスが違うんですけども、英語を読む限り、あくまでも淡々と事実だけを書いて問題解決のために頑張ったと、進展があつたと書いてあるだけで、やるとも今後検討するとも別に書いていない。日本語の方は一步踏み込んで、もうやめたいという意思を明確に出している。ここは申請者としてきちんと、日本語は要約であるべきなので、一步踏み込む必要はないと思いますので、そこを統一していただければすっきりすると思います。

○小関専門委員 だから、フェーズ3でいって、この書き方で行くとフェーズ4があるのではないかという期待を持たせるんです。次の幕が上がるのかなと思えてしまうところがあるんです。日野先生がおっしゃるように、本当に淡々と非常によくデータを書いている

と思いますので、その辺を明確にしてもらいたいです。

○農林水産省 1点補足をさせていただきたいんですが、シンジェンタ社の本社は外国の企業ですけれども、日本法人のシンジェンタジャパンという会社がありまして、我々はシンジェンタジャパンの方と連絡を取っておりまして、この日本語部分はシンジェンタジャパン社の方が全面的に作成しておる部分でございます。

シンジェンタ社の方の意向としまして、どうかということにつきましても、我々としましては確認している中では、これ以上の分析を続けるということについては困難だということの意向は伺っておりますが、その部分を何らかの文書なりで入手するということであれば、それはできるとかと思います。

○早川座長 それでは、事務局の方もそういう方向でよろしいですか。いずれにしても、更にやるかどうかというか、意思のあるなしというのは次回の調査会までにはわかりますね。実際やるということであれば、データが出てくるのはもっと遅れて出てくるとは思うんですが、やるか否かというのは次回にはわかりますね。

○吉富課長補佐 勿論シンジェンタジャパンの方に確認を取りまして、シンジェンタ社としての意向を書類上で確認できるようなものをいただくということは可能かと思います。

○早川座長 せっかくやろうとしている機運があるのに、そこをここでもういいというのよくないので、やるならやる、やらないならやらないということの前提で、そこから最終的な評価書をつくっていくベースにしたいという御意見でございますので、次回その回答を待って対処をしていきたいと考えます。そのときの基本的スタンスとしては、先ほど來の議論が出ているように、飼料としての安全性の是非をやるということにフォーカスを絞ると。

逆に言えば、食品ということについては評価の対象にしなかったということを明らかにして、その前提での評価書を書くということでおろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 では、この問題は一応そういうことで、今日のところは終えたいと思います。

それでは、引き続きまして、議題2のウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統についての安全性の審査を行いたいと思います。本申請品目につきましては、平成18年1月に厚生労働省から安全性の評価依頼がなされたところであります。

本日の調査会では申請者から提出された申請者作成審査資料に基づいて安全性を評価する上での問題点あるいは指摘事項について、一応洗い出して、できれば確定させたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○吉富課長補佐 それでは、今、紹介のありましたウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 につきまして、申請者から提出されました資料に基づいて御説明いたします。なお、本件につきましては、この食品安全委員会が発足する以前の厚生労働省時代の審議会におきまして、安全性の審査が続けられてきたものでございますが、平成 15 年 7 月に委員会の発足に伴いまして、安全性の審査についてはこの委員会が行うこととされたため、新たな申請という形で行われているものでございます。

それでは、提出されております資料で黄色の紙ファイルで、右肩に ID 131-1 と付いている資料がございますが、そちらの方を御覧になっていただけますでしょうか。

最初の方の目次を全部行きまして、まず 1 ページが何枚かめくってからございますので、そちらから御覧になつただけますでしょうか。

まず、1 ページの中ほどにございますが、パパイヤ 55-1 につきましては、パパイヤリングススポットウイルスに抵抗性を持つものといたしまして作出されたものであるということです。

申請につきましてはハワイパパイヤ産業協会というところが行っておりまして、開発者がこちらの 1 ページの中ほどに書いておりますコーネル大学、ハワイ大学、アップジョン社等々となっております。

1 ページのところにパパイヤリングススポットウイルス病というものについての説明として、果実に現れる症状と書いておりまして、果実に現れる明瞭なリングスポットや葉のモザイク症状や白化症状など、また生育の抑制や果実肥大の不良及び糖度の低下を引き起こすものであるということです。これに対する抵抗性を持つものといたしまして、この 55-1 系統のパパイヤというものをつくっているということです。

2 ページから、1、宿主及び導入DNAに関する事項ということで、詳しいことが書いてございます。宿主の種名といたしましては、こちらのパパイヤの種名が詳しく書いておりまして、パパイヤ科のパパイヤに属する栽培品種の Sunset であるということです。

DNA 供与体の種名といたしましては、ハワイで分離したパパイヤリングススポットウイルスの PRSV の強毒株を亜硝酸処理により弱毒化した PRSV HA5-1 株を増殖し、この株から分離した PRSV CP 遺伝子を 55-1 系統の作出に使用しているということです。なお、PRSV CP 遺伝子の N 末端にはキュウリモザイクウイルスに由来する 16 個のアミノ酸が組み込まれているということです。

挿入DNAの性質及び導入方法といたしまして、PRSV CP 遺伝子をプラスミドベクター p

GA482GG/cpPRV-4 をパーティクルガン法によって宿主へ導入しております。この遺伝子を入れることによりまして、転写後遺伝子サイレンジングメカニズムの働きによりパパイヤにこのウイルスに対する抵抗性を付与するということです。

3 ページに行きまして、2、宿主の食経験に関する事項というところでございます。パパイヤについては中南米が原産であるということで、古くから栽培を野生種からされていましたということであります。その後、世界各地のハワイやフィリピン等へも運ばれていったということでございます。現在はブラジル、メキシコ、アメリカ等々多くの地域で栽培されているということでございます。パパイヤは日本の沖縄にも伝えられ、その後栽培をされているということでございます。

3 ページの下になりますが、3. 宿主由来の食品の構成成分等に関する事項といたしまして、宿主の可食部分の主要栄養素等の種類及びその概要でございます。

こちらについては、5 ページの表の方に表1としてまとめられておりますので、そちらを参考にしていただければと思います。なお、完熟果実で食べられる場合と未熟の青パパイヤとして食べられる場合がありますので、両方の主要構成成分が掲載されております。

4 ページの(2)ということで、宿主に含まれる毒性物質、栄養阻害物質等の種類及びその量の概要です。パパイヤ種子の抽出率にはベンジルイソチオシアン酸塩、B I T C が含まれているということでございます。このB I T Cは古くから駆虫薬や堕胎剤として使用されてきた経緯があるということです。

なお、B I T Cについては、パパイヤ果実の成熟度によってもその含有量が異なることがあります。また、B I T Cはグルコシノレートが酵素であるミロシナーゼによって触媒されることで產生されます。ごく少量のもこのグリコシノレートとミロシナーゼはともに胚にも存在しておりますが、主にはグルコシノレートは内胚乳、ミロシナーゼは肉質種皮に含まれておりますが、この種子が傷つけられない限りは両物質が接觸することはないといため、多量のB I T Cは產生されないということでございます。

植物体が成長し、また果実の成熟とともに果実の乳液成分が減少するためにB I T C濃度というものも果実においては減少するということでございます。ほかに胚や未熟果実の乳液にはタンパク質分解酵素であるパパインが含まれているということです。これには接觸すると炎症等の作用が起こるということです。しかし、同じく乳液が果実が成熟することによって少なくなることから、完熟果実には含まれていないということでございます。

パパイヤ抽出液に含まれるカルパインというものについては、葉に存在するものであるということで、果実からは検出されていないということです。

6 ページ、4、宿主と組換え体食品としての利用方法及びその相違に関する事項といったしまして、収穫時期と貯蔵方法ですが、未熟果実から乳液を採取するものもあり、それについては少なくとも輸出用には適されないということでございます。

成熟する前の果実で青パパイヤ（未熟パパイヤ）として食されることもあるということと、成熟して収穫期を迎えたものが収穫されるものもあるということです。

輸出用の果実につきましては、クダモノミバエの卵と幼虫を駆除するための処理が施されて、また 10~12°C で保管されて、これについては組換え体のものについても相違はないということです。

摂取部位といったしましては、基本的には果肉であるということで、乳液の成分であるパパインは食品添加物として使用されることもあるということです。これも組換え体において、その摂取部位には相違ないということです。

摂取量といったしまして、日本人のパパイヤ及びその加工品についての文献値はなかったということですが、パパイヤの摂取量は成人 1 日 1 人当たり、「その他の果実」ということで、国民栄養の現状から取ったものとしては、36.7 g ということございます。

調理方法及び加工方法ですが、こちらは未熟果実の青パパイヤはサラダにしたり加熱調理して食する。完熟果実は主に生食用であるが、ジュース等々にも加工される場合があるということです。

7 ページとして、宿主以外のものを比較対象に追加して用いる場合、その根拠及び食品としての性質に関する事項です。宿主以外のものは比較対象としていないということです。

6、安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項といったしまして、組換えの 55-1 系統に導入されたものは *PRSV CP* 遺伝子発現カセット、カナマイシン耐性を付与する *npt II* 遺伝子発現カセット及び β -グルクロニダーゼ酵素活性を付与する *uidA* 遺伝子発現カセットのみであるということです。この導入したものによりまして、パパイヤリングスポットウイルスについて抵抗性を持つ以外は従来の既存種と変わりはないということです。

2 といったしまして、組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項でございます。そこにはありますとおり、世界のパパイヤ産地でこのウイルスについては最重要病原であるということで生産を阻害するというものでございます。この病気に対しての防除といったしまして、そちらの 2 パラグラフ目に書いておりますとおり、殺虫剤や伐採等で試みたが、有効な方法ではなかったということです。

また、最近のそのほかの防除方法といったしまして、ウイルスの干渉作用を利用してクロ

スプロテクション法を行っていますが、条件によってはかなり効果があつたが、条件によってはあまりうまくいかず、発病や減収のおそれがあるものもあるということです。

そのほかには 8 ページに挙げておりますとおり、耐病性品種の育種が考えられておりますが、これについてもこのウイルスに対する抵抗性品種の開発までには至っていないということです。

8 ページのその次の部分にクロスプロテクション法による病害防除との比較と、これまでの病害防除法に比べる有利な点については、そこに記載されておるとおり、パパイヤ固有の遺伝的な抵抗性より高い抵抗性を付与することが可能となるとか、作物としての特質を変化させない等々書いてございます。

9 ページに行きまして、宿主に関する事項でございます。パパイヤの分類学上の位置づけ等に関する事項ですが、それは先ほど申し上げたとおりでございます。今回 55-1 系統のパパイヤの宿主に用いました Sunset については、そちらの 2 パラグラフ目に書いてあるとおりでございますが、パパイヤ品種を起源といたしまして、栽培用ソロ型パパイヤが確立され、この中の品種であるということでございます。

経緯といたしましては、赤い果肉を持つソロ型の Line 9 と、同じくソロ型の黄色の果肉を持つ Kariya と交配して得られたものを自殖してできたものであるということです。

2 といたしまして、遺伝的先祖並び育種開発の経緯に関する事項といたしましては、先ほど若干述べておりますが、その 2 行目の中ほどにあります南アメリカの *Vasconcellea* 種となっていますが、これは属の間違いでです。

その下に 55-1 系統のものについての説明がございまして、55-1 系統パパイヤはパパイヤリングスポットウイルス抵抗性を付与するためにハワイで確立された、先ほどの Sunset にウイルス由来の CP タンパク質遺伝子を導入したものであるということです。

これは雌株でございまして、目的遺伝子についてはヘテロである 55-1 系統に両性花株である非組換えパパイヤ Sunset を交配させることによって、両性花株の 55-1 系統パパイヤをつくり出し、その後数世代にわたって自殖をいたしまして、目的遺伝子についてのホモ個体をつくり出したということです。これが SunUp ということで、その系統図につきましては 11 ページの図 1 になっております。

上からその雌株のヘテロ個体のものと両性花株の Sunset をかけたものから両性花株の 55-1 系統のヘテロ型が R1 としてありますと、その後、自殖を繰り返しまして、目的遺伝子 CP 遺伝子のものがホモであるものの SunUp がつくられたということでございます。

12 ページに図 2 とございまして、SunUp の果肉の色があまり人気がないということで、それに対して黄色の果肉を有する非組換え体を交配することによって、PRSV 抵抗性を有する F1 ハイブリットが作出され、これが Rainbow ということで、ハワイではこの品種が主に生産されているということです。

13 ページの 3. 有害生理活性物質の生産に関する事項とあります、これにつきましては先ほど御説明したとおり、B I T C やパパイン、カルパインについての説明と同様でございます。

14 ページの上にございますが、*Vasconcellea* 種をキーワードにしてデータベース検索を行ったものについては、有害生理活性物質の報告は認められなかったということです。

4、アレルギー誘発性に関する事項でございますが、パパインにつきまして、そこに書かれているとおりでございます。アレルギー誘発に関する学術報告は次の 1 ~ 3 にあるとおりであったということです。

まず未熟果実の果汁または乳液から抽出してタンパク質分解酵素を原料とする医薬剤に接触することによって起きたアナフィラキシー反応の皮膚の炎症があったということで、これについては乳液に含まれるグリシルエンドペプチダーゼと深く関わっていると報告があります。

(2) には、果実または果汁と乳液あるいは花粉が関与した交差アレルギー症状というものと、次の(3)にありますとおり、パパインには過感受性を示さずに完熟果実に対して反応があった事例とありますとおりまして、ここではパパイヤ成分のうちのパパインだけがアレルギー性を持つとは限らないことが示唆されているということでございます。

次に 15 ページでございますが、病原性の外来因子に汚染されていないことに関する事項といたしまして、パパイヤの病害にあります、パパイヤリングスポットウイルス病、立ち枯れ病等々につきましては、これらの病原菌はヒトまたは動物に対して病原性を持つことは報告されていないということです。

次に 6 として安全な摂取に関する事項では、特に有害なものはなかったということでございます。

7 としまして、近縁の植物種に関する事項といたしましては、栽培品種のパパイヤはパパイヤ属に属する唯一の種であるため、近縁種は存在しないということでございます。

4 といたしまして、ベクターに関する事項でございます。まず名称及び由来に関する事項でございますが、55-1 系統パパイヤの作出にはプラスミドベクター pGA482GG/cpPRV-4 を用いたということで、17 ページにそのベクター地図が掲載しております。

こちらのベクターは、アグロバクテリウムのベクターでございまして、PRSV の CP 遺伝子が挿入されております。ベクター地図を見ますと、右の斜め下に CP と書かれてあります
が、こちらになります。

CP 遺伝子の発現にはカリフラワーモザイクウイルスに由来する 35S プロモーター領域によって行われます。また、発現を確実にするため 70 bp のリーダー配列と 48 bp の CMV CP 遺伝子の 5' 末端が挿入されておりまして、PRSV CP 遺伝子の最初の域の上位に挿入されております。

同じくその遺伝子の下流には 48 bp の非翻訳領域である PRSV 由来の 3' 末端配列、次
が 22bp の非翻訳領域である CMV 由来の 3' 末端配列、そのほか、ポリ A 配列や 35S ター
ミネーター領域が挿入されております。

このベクターには、そのほか 2 つの選抜用の遺伝子が含まれており、*uidA* 遺伝子が PRS
V CP 遺伝子の発現カセットの下流に、またカナマイシンに対する耐性を付与する *nptII* 遺
伝子が同じく PRSV CP 遺伝子発現カセットの上流に挿入されております。このベクターに
はテトラサイクリンとゲンタマイシンに対する耐性を付与する *tetA*、*aaccC2* も含んでおりま
すが、これはサザンプロットによって明らかになっておりまして、*tetA* 遺伝子については
一部分が挿入されておりますが、ノーザンプロット分析により発現はしていないことが確
認されております。

aaccC2 遺伝子につきましては、55-1 系統のゲノム内においては存在はしていないことが
確認されております。なお、このベクターにつきましては、病原性はなくヒト及び家畜に
対する有害性は知られていないということです。

17 ページが先ほど御説明いたしましたとおり、ベクター地図と表 2 が 55-1 系統パパイ
ヤの作出に用いましたベクターの各構成要素の由来及び機能でございます。

20 ページでございます。2、性質に関する事項で、1) D N A の塩基数及び塩基配列を
示す事項でございます。プラスミドベクター pGA482GG/cpPRV-4 は 17.5 Kb のプラスミドベ
クターの pGA482GG と 2 Kb の PRSV CP 遺伝子発現カセットから構成されるものであるとい
うことです。その構成要素は先ほどの表 2 にあるとおりでございます。

詳しい各構成要素の塩基配列については、別の第 2 部の方の別添資料 6 に掲載されてお
ります。

2) としまして、制限酵素による切断地図に関する事項は、17 ページのベクター地図に
あるとおりでございます。あと第 2 部の資料の方にも掲載されております。

3) 既知の有害塩基配列を含まないことに関する事項といたしましては含んでいないと

いうことで、全塩基配列が別添資料 6 に掲載されております。

4) 薬剤耐性遺伝子の性質に関する事項といたしまして、先ほど説明いたしましたとおり、カナマイシン耐性遺伝子の *nptII* 、テトラサイクリン耐性遺伝子の *tetA* 及びゲンタマイシン耐性遺伝子の *aacC2* が存在しています。こちらについてですが、*tetA* と *aacC2* についてはベクターの開発段階で挿入されているものであって、55-1 系統のパパイヤ自体を作出する際には利用されております。サザンプロット等の結果については、先ほど御説明しましたとおりです。

伝達性に関する事項でございますが、このプラスミドベクターの自立増殖可能な宿主域というものについてですが、それは *E. coli* やアグロバクテリウムなどのグラム陰性菌であるということです。

しかし、プラスミドベクターの pGA482GG 及びこのベクターの *HindIII* 部位に *PRSV CP* 遺伝子が組み込まれたプラスミドベクターのものについては接合伝達を可能とする *trans* や *mob* といった接合遺伝子を含んでいないため、このベクター単独では野生動植物に対する伝達性を持つとは考えられないということでございます。

この各ベクターの複製能力です。プラスミドベクターの pGA482GG の作成に用いられた各ベクターの予想される複製能力と伝達性については、次の 22 ページの表 3 に載っているとおりでございます。22 ページの表 3 を御覧になっていただきますと、プラスミドといたしまして、pAG60 がありますが、それから下まで幾つかプラスミドが書いてございますが、作成の順番に並んでいるということでございます。

右のカラムの方にございます伝達というのは、*E. coli* からの伝達があるかないかというものを記載しているということでございます。

上から 5 行目に pT の 37 の H23 のプラスミドがございますが、これについては Ti プラスミドに関連がありまして、Tn の 5 トランスポゾンからの *nptII* 遺伝子が加えられたプラスミド pTi37 から直接的に発生したと示唆されているということですが、結果的にどの位置に pBR322 に由来する配列が最終的に加えられたかということにつきまして、操作によってどの程度 Ti に由来する機能が失われてしまったかということに関する情報はないということが表中の（3）で表しております。

戻りまして、（2）の意味でございますが、先ほど伝達については *E. coli* からだと申し上げましたが、（2）につきましてはアグロバクテリウムからの伝達という意味でございます。

23 ページの 5 といたしまして、挿入 DNA 遺伝子産物並びに発現ベクターの構築に関する

る事項です。

1、挿入DNAの供与体に関する事項で、1)として名称由来及び分類に関する事項ですが、まず PRSVにつきましては、*Potyviridae* 属に属するウイルスの一種であるということです。55-1 系統パパイヤに利用されたのは、ウイルスのゲノムRNAを保護するための CP タンパク質を発現する *PRSV CP* 遺伝子であるということです。

安全性に関する事項といたしましては、PRSVはパパイヤの多くに自然感染をしており、病状があまり現れていないことについては今まで食べられてきたが、ヒトの健康が損なわれた記録というものはないということです。

その次に、実際どれくらい PRSV に感染したパパイヤが収穫されていたということが書かれておりまして、1993～1999 年にかけて PRSV 感染パパイヤが出荷されていたということです。

その関連した図といたしまして、24 ページに図 4 が書かれておりますが、赤紫の棒が PRSV に感染していないパパイヤの出荷量、紫の方が感染しているパパイヤの出荷量ということです。これは非感染パパイヤが最初 92 年代は量がかなり多うございますが、96 年に向けて少なくなって、またその後増加して 2000 年に増えておりますが、その理由といたしまして、98 年ごろに 55-1 系統パパイヤが商品化されたためということで、実際は非感染というものについては、本当に感染をしていないパパイヤと 55-1 系統が作出されたことによって遺伝子組換えのものであるために非感染という形で表しております、この数字が混じった形の図になっております。

23 ページの下になりますが、ウイルスの干渉作用を利用したクロスプロテクション法ということですが、これについては弱毒化した病原ウイルスを人工感染させておりますが、そうやってつくったパパイヤについては市場で販売されておりますが、安全に摂取されているということです。

24 ページですが、2、挿入DNAまたは遺伝子及びその遺伝子産物の性質に関する事項でございます。1)として挿入遺伝子のクローニング、もしくは合成方法に関する事項でございます。55-1 系統に導入された *PRSV CP* 遺伝子は弱毒株である HA5-1 株をクローニングすることによって得られておりまして、これをその次にあります pPRSV117 でございます。この pPRSV117 は PRSV 系統の CP 遺伝子をコードしているクローンの 1 つであるということで、PRSV CP 遺伝子をコードしているクローン間で挿入や欠失によって多様性を認められていたが、PRSV CP 遺伝子に相当するアミノ酸配列は有していたということです。

PRSV CP 遺伝子について確認しましたところ、PRSV CP 遺伝子については 5' 末端や非翻

訳領域、翻訳開始コドンは含んでおりませんでした。一方、勿論 CP 遺伝子や 3' 末端については全長を含んでおります。これらの転写翻訳に必要な要素というのは、*CMV CP* 遺伝子発現ベクターに *CMV CP* 遺伝子と置き換える形で *PRSV CP* 遺伝子をクローニングすることによって確認しております。これによりまして、35S プロモーター 70 bp の 5' 末端と非翻訳領域や翻訳開始コドン等々が *PRSV CP* 遺伝子に加えられております。

25 ページで、2) で塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項でございます。プラスミドベクターの pGA482GG/cpPRV-4 の塩基数は 19.5Kb であり、塩基配列は明らかになっております。こちらはこのプラスミドベクターですべての塩基配列を読んだということではなくて、pGA482GG、cpPRV-4 がそれぞれわかっているので、塩基配列は明らかだとしているということです。

3) 挿入遺伝子の機能に関する事項でございます。パーティクルガン法によって 55-1 系統中に導入された *PRSV CP* 遺伝子は、先ほど御説明しましたとおり、転写後遺伝子サイレンシングによって *PRSV* 抵抗性を付与すると考えられているということで、これについて一般的な遺伝子発現の制御機能ということでございます。

そのメカニズムとしては、転写後遺伝子サイレンシングというものが通常どおり転写が起こるが、その後挿入遺伝子から生成されたメッセンジャー RNA が修飾されて、ガイド si RNA、short-interferring RNA となりまして、このガイド siRNA と相同配列を有する RNA が分解されてしまうことによりまして、植物体に導入された挿入遺伝子が相同遺伝子発現の抑制もしくは下方制御を起こし、ウイルス感染に対して耐性を示すということです。

PRSV CP タンパク質が既知毒素と構造相同性を有するかどうかにつきましては、そちらに書いておりますとおり SDAP を用いて検討しております、FASTA 分析法を用いて 80 アミノ酸、35% 以上の相同性を基準として検索した結果、データベースに登録された既知の毒素と *PRSV CP* タンパク質との類似性は認められなかったということです。

4) として、抗生物質耐性マーカー遺伝子に関する事項でございます。マーカー遺伝子である *npt II* 遺伝子については植物体内で NPT II タンパク質を生じ、カナマイシン、ネオマイシン等にリン酸化をする酵素であるということで、抗生物質耐性に関与しております。

しかし、NPT II タンパク質が哺乳動物の胃で分解されること、酵素活性に資するような補助因子の ATP も同様に消化管で分解されること。NPT II タンパク質の酵素が活性を示すには胃の pH が低過ぎることが知られておりまして、その理由によりまして、消化管内で経口投与された抗生物質を NPT II タンパク質が不活化することは想定できないとしております。

また、消化管内に存在している最近がこの遺伝子によりまして、抗生物質耐性細菌が NP

TIIタンパク質に継続的に暴露されても、その安全性に問題はないと言われているということです。このタンパク質をマウスに急性経口毒性試験を行いましたが、毒性を示していないということでございます。

以上のことから、このNPTIIタンパク質を摂取しても安全性上の問題を生じることは考えにくいとしております。

次に26ページの3、挿入遺伝子及び薬剤耐性遺伝子の発現に関わる領域に関する事項です。1) プロモーターに関する事項ですが、プラスミドベクターpGA482GG/cpPRV-4には3つの遺伝子カセット、*nptII*遺伝子発現カセット、*PRSV CP*遺伝子発現カセット、*uidA*遺伝子発現カセットが存在します。

*PRSV CP*遺伝子と*uidA*遺伝子はそれぞれCaMV由来の35Sプロモーター領域によって、その発現が抑制されております。*nptII*遺伝子を発現させるプロモーターはプラスミド由来ノパリン合成遺伝子のプロモーター配列であるということです。

なお、35Sプロモーターの供与体であるCaMVにつきましては、多くの食用作物に感染しますが、パパイヤに感染することは知られておらず、ヒトまたは動物への病原性、アレルギー性は報告されていないということです。

2) でターミネーターに関する事項でございますが、こちらについては*PRSV CP*遺伝子の発現に係るターミネーター領域はCMVに由来する35Sターミネーター。*nptII*遺伝子及び*uidA*遺伝子の発現に係るターミネーター領域はアグロバクテリウムTiプラスミド由来のノパリン合成遺伝子のターミネーター配列であるということです。こちらについてもヒトまたは動物への病原性、アレルギー性は報告されていないということです。

次に、3)として、その他の挿入遺伝子の発現、制御に関わる塩基配列に関する事項です。プラスミドベクターのpGA482GG/cpPRV-4中に存在するすべてのDNAの由来と機能は、18ページの表に示したとおりであるということです。

これらについては、ヒト及び家畜に有害であることが知られているタンパク質をコードするDNA配列はないということです。

次に4としまして、ベクターへの挿入DNAの組み込み方法に関する事項でございます。これは、27ページの方の表4を御覧になっていただいた方がわかりやすいかと思います。

まず、一番上にありますとおり、感染パパイヤからウイルスの分離と弱毒株を選抜いたしまして、CMV CP遺伝子を発現するベクターへのクローニングを行っております。そうしてできましたベクターがpUC1813cpPRV-4ということで、これによりPRSV CPタンパク質を発現するカセットを作出しておりまして、先ほどのベクターによりまして、*PRSV CP*遺

伝子発現カセットを切り出して、バイナリベクターの pGA482GG に挿入しまして、pGA482G G/cpPRV-4 が完成しております。

資料といたしましては、第 2 部の別添 12 から 13 を御覧になってください。

次に 27 ページの 5 、構築された発現ベクターに関する事項です。

1) 塩基数及び塩基配列と制限酵素による切断地図に関する事項ですが、プラスミドベクターの塩基数は 19,567kb であるということで、全塩基配列については、プラスミドベクターの導入に用いた領域の全塩基配列につきましては、別添資料の 6 に示しております。

また、切断地図は、先ほどの 17 ページの図 3 ということです。

目的外のオープンリーディングフレームの有無ということでございますが、プラスミドベクターの各構成要素の機能は既に明らかになっておりまして、既知の有害塩基配列は含んでおりません。

発現ベクター上での意図する発現領域でございますが、こちらは 17 ページの図に戻っていただきますと、ベクター地図の右下の方に赤い矢印で *nptII* とございますが、そちらから反時計回りに *uidA* 遺伝子発現カセットとありますので、上方を回っていただきますと、そちらのターミネーターまでであるということです。この領域に *nptII* 遺伝子の発現カセット、*PRSV CP* 遺伝子発現カセット、*uidA* 遺伝子発現カセットは存在しております。

次に 4) として 28 ページですが、純化としておりまして、こちらには *PRSV CP* 遺伝子の構成要素が明らかにされており、未知の発現をする塩基配列はないと書かれております。

次に 6 、 D N A の宿主の導入方法及び交配に関する事項ですが、こちらについては、*PRSV CP* 遺伝子を含む、pGA482GG/cpPRV-4 のプラスミド D N A がパーティクルガン法によつて、パパイヤ品種の Sunset の不定胚カルス細胞へ導入されました。

この細胞をカナマイシン添加培地で選択培養して、G U S 活性を調べております。その後、選抜しました個体を植物体に分化しまして、PCR 及びサザンプロットにより挿入遺伝子の存在を確認しております。

抵触反応によりまして、G U S タンパク質の発現、また E L I S A によりまして、NPT II タンパク質発現も確認しているということです。

最終的には、導入遺伝子の親ウイルスを摂取しても発病しなかった系統を選抜しております。

また、この PRSV に対して抵抗性を示した 55-1 系統の葉の汁液を PRSV 検定植物に接種して、55-1 系統の植物体内で PRSV が増殖していないことを確認しております。

次については、先ほど御説明したとおり、作出了したものがヘテロ個体である、雌株のへ

テロ個体であるため、その後両性花株の掛け合わせを行いまして、自殖によってホモ個体の SunUp を作出しております。

次に 28 ページの 5、組換え体に関する事項でございますが、1、遺伝子導入に関する事項といたしまして、コピー数及び挿入近傍配列に関する事項でございます。

挿入遺伝子につきまして、サザンプロット分析、ゲノミッククローンの解析、そして挿入遺伝子の近傍配列における P C R 分析を行っております。

その結果、55-1 系統中には、*b1a* 遺伝子断片、*oriColE1*、*uidA* 遺伝子発現カセット、*PR SV CP* 遺伝子発現カセット、*nptII* 遺伝子発現カセット等々を第 1 挿入遺伝子といたしまして、これについては図の 30 に模式図を載せております。

同様にいたしまして、第 2 挿入遺伝子といたしまして、*tetA* 遺伝子の 3' 末端が、このベクターの外骨格配列に挟まれた形で構成されているものがあるということで、こちらについては、31 ページの図 6 に載せております。

次に 29 ページですが、コピー数及び挿入箇所数の確認といたしまして、挿入遺伝子のコピー数を明らかにするために、後代品種である Rainbow からゲノム D N A を抽出して、異なる組み合わせの制限酵素によって切断して、*PRSV* 遺伝子をプローブにして、サザンプロット分析を行っております。32 ページにサザンプロット分析の結果が載っております。

この異なる組み合わせの制限酵素が、全部 *EcoRI* を使っておりませんので、30 ページの図を見ますと、真ん中の *CP* とあります薄いブルーのところに *EcoRI* がございますので、通常サザンプロットをしますと、バンドが 2 点出るということでございます。

ですが、*EcoRI* を使っているものについては、32 ページの図を見ますと、レーン 1、レーン 7、レーン 9、レーン 11、レーン 13、レーン 15 なんですが、レーン 11 については何とか 2 本バンドが見えるんですが、それ以外のものについては、バンドが 603bp と小さかったことから、ゲル中から流れ出て検出をされていなかったということです。

しかし、レーン 11 で予想どおり 2 本検出されたことから、*PRSV CP* 遺伝子を含む挿入遺伝子は、55-1 系統中に 1 コピー挿入されていることが確認されているということでございます。

挿入箇所数の確認については、*PRSV CP* 遺伝子を切断しない、*EcoRI* 以外の制限酵素を用いて、サザンプロット分析を行っております。

それについては、55-1 系統中に *PRSV* 遺伝子を含む挿入遺伝子が 1 コピー存在するバンドが検出されるはずということで、サザンプロットの分析結果につきましては、同じ絵の方で、先ほど示した *EcoRI* を含んでいないものについてということでございますが、こち

らについては、すべて 1 本バンドがあるということから、*PRSV* 遺伝子は予想どおりであったということで、総合いたしまして、*PRSV CP* 遺伝子を含む挿入遺伝子は、55-1 系統のゲノム DNA 中に 1 箇所挿入されているということでございます。

32 ページは、先ほどのサザンプロット分析の図です。

33 ページは、表 5 といたしまして、Rainbow ゲノム DNA の制限酵素の切断の場所を表わしております。

34 ページは、Rainbow ゲノム DNA 断片サイズの推測値と実験値の比較ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、CP 遺伝子のところで、*EcoRI* で切っているものにつきましては、左から 3 番目のカラムで、実際に約 600 bp のものについても出たように書いていますが、実際に出ているものは、レーンの 11 のものだけであるということです。

次に 35 ページで B といたしまして、T - DNA 領域内の各構成要素及び外骨格配列の存在の確認でございます。

55-1 系統中のプラスミドベクターに T - DNA 領域を構成する *PRSV* 遺伝子等々が存在しているかを確認するために、55-1 系統の R 1 世代、こちらは R 0 と非組換えパパイヤをかけたものですが、それからゲノム DNA を抽出して、これを制限酵素の *HindIII* と *BamH I* と *EcoRI* 及び *SaII* でのそれぞれで切断した後、各遺伝子領域をプローブとしてサザンプロット分析を行っております。

これにつきましては、37 ページの図でサザンプロット分析ということで出されております。

これは非常に見づらいんでございますが、A、B、C につきましては、レーンの 5 が組換えパパイヤの 55-1 系統の R 1 世代ということで、対象といたしまして、レーンの 1 とレーンの 2 ということになりますが、それで見ていただければということでございます。

また、D の方につきましては、外骨格領域由来の *oriT/Tet* プローブに対してのものでございますが、これについては、D の例えは、*SaII* というのが一番左側になりますが、そのレーン 2 の上の方にちょっと染みのようなものがございますが、それを 35 ページに書いている、わずかなシグナルというものに該当するということでございます。

サザンプロットの分析の結果、T - DNA 領域内の *PRSV CP* 遺伝子、*uidA* 遺伝子、*npt II* 遺伝子のプローブに対してバンドが検出されたことと、*oriT/Tet* プローブに対してもわずかであるが検出されたことから、このプラスミドベクターの T - DNA 領域については、これらの遺伝子領域が存在することが確認されたということでございます。

挿入遺伝子及び近傍領域に関する塩基配列でございますが、55-1 系統のパパイヤ品種である Rainbow については、全塩基配列を解析しているということでございます。内容については、そちらに書かれているとおりでございます。

なお、ゲノミッククローンのプラスミドベクターの該当領域におきまして、このうち *PR SV CP* 遺伝子発現カセットを含む *Hind*III 断片中で塩基の変異が認められておりますが、これについては、タンパク質の発現に影響を及ぼすものではなかったことが確認されているということでございます。

また、下に書いていますとおり、外骨格領域のプローブに対して、わずかであるがシグナルを検出されていることから、第 2 挿入遺伝子というのが先ほどありましたが、こちらの構造を明らかにするために *tetA* 遺伝子をプローブにして塩基配列を解析しているということでございます。

内容につきましては、35 ページから 36 ページにかけて書かれているとおりであります。

次に 36 ページの D、挿入遺伝子の近傍領域が植物ゲノムであることの証明でございますが、こちらについては、第 1 挿入遺伝子とパパイヤゲノムの左右の接合部位を増減するプライマーセットと左右近傍のパパイヤゲノム領域のみを増幅するプライマーセットを設計して、PCR 分析を行っております。

その結果といたしましては、40 ページの図 9 でございまして、産物の A と C が非組換え体には出ない領域ということで、産物の B と D につきまして、Sunset から SunUp、Rainbow について組換え体、非組換え体の両方で出る領域ということでございます。

これはちょっと見づらいんですけども、別添資料の 16 の Figure 2 の方で、たしかカーラーの絵が用意されております。

この結果から、パパイヤゲノムの領域については、Rainbow、SunUp 及び Sunset で同一のバンドを形成されていることから、両近傍配列については非宿主由来のものであるということです。

次に *tet* 遺伝子断片を含む第 2 挿入遺伝子の近傍領域が宿主であるかどうかについては、同様にいたしまして、その結果が図の 10 にございます。

先ほどと同様でございまして、A と C が組換え体のものにしか見られないものであるということと、B と D が両方、組換え体、非組換え体で両方見られるものであるということです。

ちょっと見にくいくらいですが、396 bp の辺りに薄く線が出ているので、これが SunUp だけでも見られているものであり、220 bp の辺りにあるものが両方見られていることがわかると

いうことでございます。こちらについても、別添資料の 17 の Figure 2 に載っているということです。

次に飛びまして、42 ページのオープンリーディングフレームの有無及びその転写及び発現の可能性に関する事項でございまして、A として第 1 挿入遺伝子以内及びその近傍領域の新たな ORF が検出される可能性ということです。

こちらについて第 1 挿入遺伝子のゲノミッククローンの全塩基配列を解析した結果、*Hind* III 断片中で塩基の変異が認められたということで、これは先ほど御説明したとおりでございます。

PRSV CP 遺伝子カセットを含む断片中で塩基の変異が認められたこの箇所からフレームシフトが起こって、非意図的なタンパク質が発現した場合を想定しまして、SunUp を用いて検討しております。

その結果、8 つの連続したアミノ酸配列においては、既知アレルゲンと免疫学性に関連を示す配列を有していないことが確認されたということです。

また、第 1 挿入遺伝子の近傍領域については、内在のパパイヤ遺伝子を破壊していた場合について非意図的なタンパク質が発現する可能性が否定できないということで同様にして検討しております、結果的には特に問題はなかったということでございます。

なお、第 1 挿入遺伝子がパパイヤゲノム中に挿入される重要な機能を持つ内在のパパイヤ遺伝子を発現している可能性も考えられたため、アレルゲン及び毒性以外の既知タンパク質と相同性を認められた ORF についても解析を行っておりまして、結果については 43 ページの上にあるとおり、重要な機能を持つ内在のパパイヤ遺伝子を破壊する可能性は極めて低いと結論されております。

次に B といったしまして、同様にして、第 2 挿入遺伝子以内及び近傍領域からの ORF の形成の可能性を確認しております、特に問題となる事象はなかったということでございます。

次に 44 ページの 2、遺伝子産物の組換え体内における発現部位、発現時期及び発現量に関する事項でございます。

こちらは、55-1 系統のパパイヤの Rainbow と Sunset と対象の非組換えパパイヤの Sunset 及び Kamiya から採取した果実について、PRSV タンパク質の発現量を E L I S A 法により測定しております。その結果は、44 の下の表 9 にあるとおりでございます。

PRSV CP タンパク質が組換え体の Rainbow で $6.3 \mu\text{gCP/g}$ と、非組換えで感染しているものについては、 $48.5 \mu\text{g}$ あったということでございます。

果実に含まれます CP タンパク質については、これはプロテアーゼ阻害物質が使用されない限り検出できなかったということで、プロテアーゼ阻害物質を使用して検出しているということでございますが、果実内もしくは食されるときには、このタンパク質は迅速に分解されると推測できたとしております。

なお、ここにつきましては、発現量については記載されておりますが、発現部位と発現時期については記載がございません。

次に、45 ページに遺伝子産物が 1 日タンパク摂取量に関する事項ということで、こちらには推定値ということで、1 日当たりこの果実を摂取した場合では、1 年間の PRSV CP タンパク質の摂取量は Rainbow と SunUp で 1,304mg と 52mg あったということで、こちらは PRSV に感染した非組換え体のパパイヤのタンパク質に比較して著しく低いということから、健康被害もないということを記載しております。その内容が表の 10 に推定上のタンパク質摂取量ということで書かれております。

次に 46 ページが遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項で、内容といたしましては、先ほど御説明をしておりますので、ここは省かせていただきます。

47 ページの下に 3 、遺伝子産物の物理化学処理に対する感受性に関する事項で、人工胃液に対する感受性ということです。

こちらについては、55-1 系統から P C R で増幅いたしました PRSV CP 遺伝子を大腸菌にクローニングして產生した CP タンパク質と、PRSV に感染した非組換えのパパイヤの葉から抽出しました CP タンパク質を用いているということです。

その結果は、下に書かれているとおりで、大腸菌から調製したタンパク質については、人工胃液中の反応開始 2 ~ 3 秒後に半分以上の免疫反応性を失っているということで、それが 49 ページの方で説明されております。

多量体について、大体 2 秒辺りで分解されているということと、単量体についてもレンの 9 は陽性のポジコンですが、レンの 9 においても単量体においては、大体分解されているということでございます。

非組換えパパイヤの葉からの CP タンパク質についての結果は、次の 50 ページの図 10 にありますとおりでございまして、レンの 6 の 5 秒間反応時で大体分解されているということでございます。

次に 51 ページに人工腸液に対する感受性ということですが、その結果が同様にいたしまして、52 ページの図 13 にございます。

腸液においては、比較ゆっくりとした消化速度であったということで、30 分経っても残

っておりますが、レーンの 4 辺りから CP 分解産物が見られているということから、ゆっくりであるが、消化をされるのであろうということでございます。

次に 53 ページに加熱処理につきまして書いておりまして、こちらについてはタンパク質の発現量が多いということで、葉を用いて実験を行っております。

その結果ですが、54 ページに結果が出されておりますが、流れてしまって見づらい状態になっております。

レーンの C というのが Sunset の葉に CP タンパク質を添加したもので加熱処理前、加熱処理後は D ということで、この加熱は 100 °C で 120 分間行っておりますが、免疫反応性が消失しているということでございます。

こちらの絵につきましては、ただいま新しいものがないかどうか、ちょっと問い合わせをしておりまして、新しく試験を行ったものが取り寄せられるという話でございます。

同様にいたしまして、レーンの E、F が PRSV に感染しました非組換えのパパイヤの葉とレーン G、H が組換えの Rainbow の葉でございますが、同じく見づらいものでございます。

次に 55 ページの遺伝子産物と既知のアレルゲンとの構造相同性に関する事項でございますが、記述のデータベースを用いた SDAP 上で既知アレルゲンと比較をしております。

その結果といたしましては、構造的に既知アレルゲンと関連のあるものについては、共有しないことが確認されておりまして、相同性を示す配列はなかったということでございます。

PRSV CP タンパクは、寄生性の回虫に由来するアレルゲンに存在する免疫グロブリンの E エピトープと、連続する 6 つのアミノ酸レベルで一致する領域が 1 つ存在したということで、酵素反応性の可能性について指摘されておりますが、こちらについてもアレルギーを残さない可能性等ございまして、ABA-1 と交差反応をする可能性は極めて低いということでございます。

遺伝子産物の免疫グロブリン E の結合の検討は行っておりません。

同様にいたしまして、GUS タンパク、NPT II タンパク質につきまして、胃液内、腸液内についての分解性とアレルゲンにつきましての記載が次のページにかけてされております。

次に 56 ページの 5 といたしまして、組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項。

こちらについては、形質が安定して受け継がれているかを確認するため、11 ページの図の 3 にございます R0 世代、11 ページの図の 1 で③と書かれているものにつきまして PRSV の接種試験を行ったところ、その結果、いずれの世代においても抵抗性を示したということでございます。

また、E L I S A 法によりまして、タンパク質について確認をいたしましたところ、複数世代にわたって安定して発現をしているということで、その結果が 57 ページの表 11 にまとめられております。

次に 57 ページの 6 の遺伝子産物の代謝経路への影響に関する事項でございますが、こちらについては、55-1 系統、パパイヤと非組換えパパイヤの成分分析を行った結果、いずれの成分についても有意な差異がなかったということで、その結果が 60 ページ以降から 65 ページの表にまとめられてございます。

その結果といたしまして、CP タンパク質の発現によって植物の代謝に影響を及ぼすような可能性は極めて低いということでございます。

次に、2) で G U S タンパク質について記載されておりまして、ここで G U S 酵素が関わっているグルクロロン酸抱合は植物内では主要でない経路である上、水溶性である 2 次代謝産物のグルクロニドは、液胞やアポプラストへの排出によって、これは 1 次代謝産物となっていますが、1 次代謝の間違いだそうです。1 次代謝から取り除かれることから、結果的に G U S タンパク質発現が植物の代謝に悪影響を及ぼす可能性は低いと思われるということです。

次に 58 ページが NPT II タンパク質について記載されておりまして、このタンパク質は非常に厳密な基質特異性を持つこと等によりまして、55-1 系統中の化合物等と反応する可能性は極めて低いと結論しております。

次に 58 ページの宿主等の差異に関する事項でございますが、サンプル数についてはちょっと差があるんですが、ビタミン類や主要構成成分については、先ほどの 50~65 ページにまとめられております。

66 ページでは、B I T C。

68 ページには、カルパイン。

69 ページには、パパインの確認をしております。

次は 70 ページでございますが、諸外国における認可等につきましては、米国とカナダにおいて認可され、米国内では販売されているということです。

また、栽培方法に関しましては、従来のパパイヤと同様ということと、種子の製法や管理方法につきましては記載されておりまして、管理方法については非組換え体と相違ないということと、種子の生産、保管につきましては 70 ページの下に書かれているとおりでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。それでは、順次御意見等ございましたらお願ひしたいと思います。

まず、ローマ数字で行くと I になりますけれども、安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質及び非組換え体との相違に関する事項、ここで何かございますでしょうか。7 ページ辺りまででございますか、よろしいですか。

それでは、組換え体の利用目的及び利用方法に関する事項と。これは 7 ページと 8 ページですね。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○五十君専門委員 7 ページの 6 番の安全性評価において検討を必要とされる相違点に関する事項のところですが、ここの部分には、パパイヤについては、アレルギー、それから有害性活性物質があると書いてありますので、ここにもその記載を入れておいていただいだ方がいいと思います。

○早川座長 それでは、事務局の方はよろしいですか。

○吉富課長補佐 はい、7 ページの 6 のところですね。非組換え体に認められることについてと併せて書くと、わかりました。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、宿主に関する事項ということで、9 ページから 15 ページ辺りにございますが、いかがでしょうか。

宇理須先生、どうぞ。

○宇理須専門委員 あまり大したことではありませんが、言葉遣いの問題ですけれども、14 ページの 4 の（3）のところです。パパインには過感受性を示さずと書いてありますけれども、多分これは、英語のハイパーセンシティビティーの訳だと思います。日本語では、普通こう言わずに、単に過敏性です。パパイヤに対しては、過敏性を示さずでよいと思います。

○早川座長 ということで、よろしくお願ひいたします。

○宇理須専門委員 そういう意味では、下から 3 行目にも同じような感受性という言葉が使われています。

○吉富課長補佐 わかりました。

○早川座長 これは、過敏症状は認められなかったでよろしいですか。下から 3 行目、過敏症状ですか、過敏性ですか。

○宇理須専門委員 過敏症状でもよいと思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○山崎専門委員 宿主に関する事項のところに書く内容としては、もっと削っていただいた方がいいと思うんですが。組換え植物そのものの樹立に関する話が随分たくさん書いてありますので、ここはあくまで非組換えのパパイヤに関して中心に書いていただいて、組換え体に関する話は、もっと後ろの章にまとめなければと思います。

○早川座長 内容の問題ではなくて、フォーマット上の問題ということですね。

○山崎専門委員 はい。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ベクターに関する事項、15 ページから 22 ページ辺りですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山崎専門委員 ここもやはり書き方の問題で、発現プラスミドに関して詳しく書いているので、ここも最初のベクターということで、ここですと pGA482GG というベクターと、それから pUC1813/cpPMV19 という 2 つの、後の方はクローニングベクターとここでは言っていますが、その 2 つについて十分論述していただく方がいいと思います。

その中で、 β グルクロニダーゼ遺伝子と、それからカナマイシン耐性遺伝子に関しても、クローニングベクターの中に入っているように読めるんですが、もし、最初からそこに入っているんでしたら、その中でどういうふうな遺伝子かということを述べていただくのがいいのかなと思いました。

○早川座長 よろしいですか。

○吉富課長補佐 わかりました。ここには発現プラスミドベクターについて記載をするのではなくて、pGA482GG とそれぞれについて記載をすることというのが一点ということですか。それと 16 ページに書いている *tetA* とか、*aacC2* についてベクターに入っているのであれば、そのように記載をするようにということでしょうか。

よろしいでしょうか。

○山崎専門委員 はい。

○日野専門委員 これは、発現ベクターを構築するまでに、実際に発現している遺伝子 3 つありますね。それを順番に入れているので、どれをベクターというかだと思います。

○山崎専門委員 そうですね。

○日野専門委員 確かにおっしゃることはわかるんですけども、どれをベクターという

か、きちんと整理してもらうように向こうに伝えた方がよろしいかと思います。

○吉富課長補佐 15 ページのここに書くことについては、まずベクターをどれか確定をして、それについて記載をするようにという形でよろしいでしょうか。

○日野専門委員 これまでの場合、そもそもベクターはどこを差しましたか。よく覚えていないんですけども。

○早川座長 小関先生、どうぞ。

○小関専門委員 既知の、それまでに報告があったものは、もうだれかがつくって、例えばこれで G U S と *npt II* まで含んでいるものが既報にあるんであれば、それをベクターと呼んでいたように思います。それでいいんじゃないですかね。

○日野専門委員 報告としてあれば、それをベクターと。

○小関専門委員 それでいいんじゃないですか。

○日野専門委員 わかりました。

○早川座長 山崎先生、よろしいですか。

○山崎専門委員 はい。

○早川座長 事務局、確認が必要かもしない。

○吉富課長補佐 結局、指摘事項といたしましては、ちょっとまとめていただけたとあります。がたいんですけども。

○日野専門委員 どこまでが組換えパッピヤを開発する上でベクターとして使ったかですかね。既報を参考にして。

○小関専門委員 一応、20 ページにも書いてあるんですけども、一番上から 3 行目に 17.5 キロベースのプラスミドベクター pGA482GG と書いてあるじゃないですか。彼らの定義としては多分これなんです。

○日野専門委員 私が心配したのは、別添の 7、8 を見ると、ちゃんとどうやってつくったか全部示しているんですけども、どこの段階までこれをつくる前に報告していたか、ちょっと見ていないので。

○小関専門委員 そういう意味でいったら、これはかなり自前なんですよ、きっと。かなり古いつくり方をしているので、クラシカルなものなので、そういう意味でいった場合に、ベクターといったらもっと単純なもので、それに自分たちで入れていったというのが現実だと思います。

ですから、そういう意味で、それが報告としてあれば、それでいいのかなと。たしか彼らの論文になっていたと思うんです。

○日野専門委員 申請者に、もう一回どこまでをベクターとして使ったか整理して、わかりやすく書いてくれと言えば。

○吉富課長補佐 先ほど日野先生がおっしゃった、例えば別添資料の 8 ですか、その図 1 の辺りに構築手順を書いてございますけれども、これから申請者で、どこからベクターと呼ぶかと。

○日野専門委員 私は、今のままでもいいかなと思うんですけれども、もしベクターとして別途書くんであれば、別添資料の 8 に書いてありますけれども、このうちのどれかがベクターになると思うんです。入っているものとしては *nptII* と *uid* と *aac* と、コートプロテインと 4 つありますが、それを入れてのここ順番ですので、そういう意味では一番最初の *pGA451* かなと思うんですけれども、小関先生のお話を聞くと、どれがどれだかわからなくなって。

○吉富課長補佐 申請者でどれを呼ぶかということを整理した上で記載をするということでおろしいでしょうか。

○日野専門委員 どれかをベクターとして書いた上で整理してと。

○吉富課長補佐 わかりました。

○早川座長 済みません、整理していただいて。

○日野専門委員 同じようなことなんですけれども、17 ページに一番下に *b1a* 遺伝子は入れたんですけども、最後に取っているから書いていない。それで、19 ページに *b1a* 遺伝子が一覧表には書いてある。別添資料を見ても、*b1a* 遺伝子はどこに入って、どこで抜いたのか全くわからないので、そもそも説明する気がないなら一覧表から削除して、17 ページの一番最後の説明も要らないのではないかと思います。最終的に入っていないんですから。

○瀧谷専門委員 後ろの方を見ると入っているんです。28 ページの下から 5 行目を見てもらいたいんですけども、*b1a* 遺伝子断片を含むあれば入っている、だから全然わからない。

○日野専門委員 わからないですね。

○瀧谷専門委員 おかしいんですよ。

○早川座長 機能していないという話と入っている話。

○日野専門委員 機能していないのか、機能していないから記載されていない、それはおかしいじゃないですか。

○早川座長 ですから、入っているんだから、この地図に記載しておいた方がいいという

ことですね。

○日野専門委員 はい、済みません。

○吉富課長補佐 済みません、今のは。

○日野専門委員 17 ページに *b1a* 遺伝子の存在を書くように指摘してください。

○早川座長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、ベクターまでいったと思いますので、次が挿入D N A、遺伝子産物発現ベクターの構築に関する事項。28 ページ辺りまであります。

どうぞ。

○小関専門委員 先ほど御指摘があったように、28 ページのところで導入して、それでどういうふうに交配していったかということなので、先ほど山崎専門委員が御指摘にあったように、ここに図の 1 をきちんと入れて、前の方を削除していただきたいと思います。

○日野専門委員 ここに書いてある。発現するベクターへのクローニング。

○小関専門委員 どこにですか。

○日野専門委員 27 ページです。発現ベクターの作成方法、表 4 にありました。これも何をしているのかよくわからないです。日本語としてはわかるんですけども、具体的に図としてやっていることがよくわからないです。

○早川座長 指摘としては、ここは理解できるようにしてくださいと。

○日野専門委員 さっきのところがベクターではなくて、導入プラスミドの説明で、こちらでベクターの説明をしていて、本来逆なんですかね。

○小関専門委員 さっきのものは、入れるものとのものですね。27 ページの発現ベクターというのは構築、いわゆる植物に入れるためのものを、ちょっと書き方があれなんですけれども、先ほどの 17 ページの図というのは結局完成図ですね。本来であれば、完成図はここに入るんではなくて、後ろに入ると。そうしてもらえればはっきりすると思います。

○吉富課長補佐 そうしますと、17 ページの図 3 は、27 ページですか。

○小関専門委員 26 ページの 4. のベクターへの挿入D N A の組み込みに関する方法というところで、ここに構築に入っていくわけで、ここで構築方法として示して 5. のところでできたものはこうですよという形の示し方です。

○吉富課長補佐 わかりました。

先ほど日野先生から御指摘いただいた 28 ページの 6 のところは、こちらには 11 ページの図 1 を書くということでしょうか。

○小関専門委員 そうです。

○吉富課長補佐　はい。

○早川座長　どうぞ。

○山崎専門委員　25ページの挿入遺伝子の機能に関するというところなんですが、エンベロープタンパクが本来の挿入遺伝子なんですが、そのほかにβ-グルクロニダーゼと、薬剤耐性遺伝子も実質的に入れて発現しているので、これに関しても評価の場合は挿入遺伝子として扱って、ここに書いていただいた方がいいように思いますが、ほかの先生方、どう思われるでしょうか。

○早川座長　今のはいかがですか、そのとおりですね。

では、そういうことで、よろしくお願ひいたします。ほかの遺伝子2種類ですね。

○吉富課長補佐　25ページの挿入遺伝子の機能。

○早川座長　本来の目的遺伝子だけを書いているけれども、それ以外にも。

○吉富課長補佐　わかりました。

○早川座長　どうぞ。

○手島専門委員　同じく25ページの挿入遺伝子の機能に関する事項のところの真ん中辺りのところなんですが、PRSV CP タンパクが既知毒素と構造相同性を有するかを確認するために、SDAP を用いて検討したとあるんですが、これは SDAP はアレルゲン性の検討ですので、ここはたしか NCBI の BLASTP を使って、E バリューで検定していたと思いましたので、その分をアレルギー性プラス毒素の検索の方法というのを入れていただきたいと思います。

○吉富課長補佐　記載は残しておいていいんですか。

○手島専門委員　そうですね。毒素としては、BLASTP で、ここは毒素だけの方ですね。毒素だけですと、NCBI の BLASTP ということだけでよろしいかと思います。

○吉富課長補佐　済みません、もう一度言い直していただけるとありがたいんですが。

○早川座長　書きぶりの話だと思うんですが。

○手島専門委員　既知毒素と構造相同性を有するかどうかを確認するために、NCBI の BLASTP を使って、E バリューにて検定を行ったという書きぶりになります。

○日野専門委員　別添の英語には、きちんと両方やったと書いてあるので、それをちゃんと書けばいいと思うんですけども。

○吉富課長補佐　原文のとおりに書くようにいたします。

○早川座長　よろしいですか。ほかにいかがですか。

それでは、よろしければ、組換え体に関する事項、これは長いですが、どうぞ。

○日野専門委員 サザンの結果なんですけれども、結論はいいんですけども、32ページのは2本見えるはずが1本しかない。2本見えているのが、下のバンドが半分消えているんですね。学生実験じゃないんだから、ちゃんとしたデータを出してほしいと思いますけれども。

もう一つ、37ページの方のいろんなサザンハイブリ、いろいろやっているんですが、別添の方は長さを示して、これはなぜか長さが載っていないんですけども、総合的には問題はないと思うんですが、私としてはっきりとしたデータがないと思うんですけども、小関先生、いかがですか。

○小関専門委員 これがバンドがはっきり見えたり、見えなかつたりと。

○日野専門委員 見えているものが、本当に限られている。

○小関専門委員 もうちょっとクリアなデータがほしいですね。

○日野専門委員 バンドなのか、ごみなのかもわからないのが多いです。

○小関専門委員 矢印で示されているけれども、そんな矢印のものはほかにも見えるじゃないかということですね。わかりました。

○早川座長 これは、原図というか、もう少しクリアなものはないですか。

○吉富課長補佐 カラーのものについては、別添に入れられるものについては、入れているということなんです。

○日野専門委員 これが別添3なんですけれども、こちらも似たようなものですね。

○吉富課長補佐 例えば、37ページの図8なんですが、CP遺伝子については、32ページの図7と同様の試験をやっているということで、また、それ以外についてはシークエンスを読んでいるので。

○日野専門委員 それで勘弁してと、わかりました。クローンとして取ってあるので、それで大丈夫だと。

○早川座長 ほかに、御意見はいかがでしょうか。

○小関専門委員 クローンとして取ってあるからいいんじゃないかというのを成り立たなくて、要するにBt10じゃないんですけども、ほかのが入っていないということを実証しなければいけないですから、クリアなデータがない限りはだめなんです。第3がないということを否定するためのデータなわけですから、クローンがないというのは、恐らく大丈夫だと思うんですけども、たしか前のときはもっときれいなサザンが出てきて2つだったような気がするんですけども、何か今回のものは汚いなと思うので、やはり第3がないことを実証しているんだから、クリアなものにしてくれというのを言わざるを得

ないと思います。

○吉富課長補佐 入っているものについては、シークエンスでも読めるけれどもというのが頭書きで。

○早川座長 ちょっと話が同じ話ではないので、小関先生がおっしゃるのは、ほかのものが入っていないということを今、ここで調べようとしているんだから、これはこれできちんとしてほしいということだと思いますので、クリアーデータがあるかどうかわかりませんが、照会してみてください。

○日野専門委員 逆にはっきりしないものは出さないで、はっきりしたものだけ出せば大丈夫だと思うんです。何かはっきりしないデータだけばっしり出されているので、これは本当に大丈夫なのと思ってしまうんです。

○吉富課長補佐 確認した範囲では、これが今持っている範囲では、ここが限界だということなので、もしクリアーデータを出すのであれば、恐らくデータを取り直すということなんだと思うんですけども。

○早川座長 とりあえず、もう少しきれいなものはないかということで聞いていいだいて、どうぞ。

○瀧谷専門委員 関連するかと思うんですが、29ページのところに、コピー数及び挿入箇所数の確認と書いてありますね。コピー数あるいは挿入箇所の数というときに、ここではコートプロテインの遺伝子だけのことが書いてあるんです。だけれども、実際にはプラスミド由来の断片が2か所にわたって入っているわけです。だから、このところには、CP遺伝子のことだけ書くんではなくて、CP遺伝子が1か所入って、それからもっと小さい断片がもう一か所入って、トータルの挿入の箇所数は2か所というようなことをちゃんと書いてもらった方がいいかと思うんですけども、書き方をよく覚えていませんが、そういうことじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○吉富課長補佐 そうしますと、挿入されております遺伝子及び断片等についてすべて記載をここにすることというような感じでしょうか。

○瀧谷専門委員 だから、挿入箇所とか、コピー数というのは定義かもしれませんけれども、これは導入に使ったプラスミドの入っている箇所ということではないかと思います。

自分が意図して導入したコートプロテインだけについて言うという話ではなくて、使ったプラスミド由来の断片あるいはそのままが幾つ入っているかと書くべきところではないかと思います。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。

○小関専門委員 今のところを詳しく言い始めるとあれなんですけれども、第2の挿入遺伝子を見つけたというんですけれども、第2の挿入遺伝子は *tet* の部分断片なんです。そうであれば、本来ならば 37 ページの図の 8 のところの D のところで 2 本出てこないといけないのが、1 本しかないというんだとすると、これは本当におかしいんです。ですから、そこはちょっとあれなんですけれども、どこまでのデータがあるかどうかわかりませんけれども、あるものであれば出してほしいと。

もう一つは、リネージの問題がなかったので、1 つ指摘したいのは何かというと、11 ページの図に戻っていただくとわかるんですけれども、この図で結局ライブラリーを第1挿入部位を示した挿入のクローンを取ったのが Rainbow なんです。第2挿入部位を見つけたのは SunUp なんです。

それで、CP の入っている部分のサザンとして出てきたのは Rainbow なんです。そうすると、どこを認めるかというと、55-1 を認めてほしいという書き方で出ているんですけれども、55-1 のサザンというのは、実はさっきのところの 37 ページの図 8 のところの A がそこに相当するんです。実は、彼らは取っているんです。

要するに、彼らはどこを認めてほしいかということがはっきりしていなくて、だから、このサザンを元にして、55-1 には 1 か所入っているということを一言言わないと、彼らは最後の Rainbow だけのところでしかデータはないのではないかという形になってしまふので、その部分をきちんと明確にしてほしいと申請者に言わないとダメだと思うんです。

○早川座長 どうぞ。

○日野専門委員 細かいことなんですけれども、38 ページの一覧表のコートプロテインの出てくるバンドの長さは合っているんです。でも別添資料の英語の本文の方が間違っている。私は間違っていると思うんですけども、別添資料 3 の最後から 2 枚目のページのところに一覧表があるんですけども、なぜこれを間違っていて日本語が正しいのか、よく理解できないんですけども。

例えば、*EcoRI* 、これは明らかに 600 ベースと、1.33 キロベースぐらいなんですけれども、日本語の方は合っていて、英語の方はなぜか上の長さをコピー・アンド・ペーストしたみたいであり得ない長さになると。

○早川座長 では、これは確認をしていただけますか。別添の資料の方です。

○吉富課長補佐 はい、わかりました。

○早川座長 それで、先ほどの小関先生のあれは、よろしいですね。

○吉富課長補佐 まず、1 つは 11 ページの系統図に基づくと、どの世代を認めて審査をし

てほしいのかということを明らかにするというのが1点あると思うんですけれども、ほかにもあるんですか。

○小関専門委員 55-1 自身では、例えばビタミンAとかCとか、どのぐらい含まれているかということは示していないんです。これは、結局、SunUpだけなんです。ですから SunUpのところから認めていくという形にすれば、問題はないし、彼らとしてもそれでいいはず。だから、CPのサザンについて、RainbowもしくはSunUpのものがあると思うので、それを出してもらえば、そこから下が全部OKになるはずです。

○山川専門委員 Rainbowではなくて、SunUpで出さないとまずいんではないですか。

○小関専門委員 そうです。今回、ここではコートプロテインに関しては Rainbowで出ているんです。さっきの下に流れてしまったというものです。あれは Rainbowなんです。そうではなくて、SunUpで出してほしいということです。

○日野専門委員 それは、Rainbowではまずいんですか。

○小関専門委員 Rainbowは組換え後代の最後ですから、そこはさかのぼらないルールになっているので。

○日野専門委員 SunUpも自殖していますよ。

○小関専門委員 ですから、自殖のSunUpのところで認めるという形になると思います。それを認めれば、それに対して Kapohoを掛けたものというのは当然いいというルールですから、SunUpで認めていくという形の申請書の方がいいんじゃないかと思います。だから、タイトルを変えると当時に、申請者名が書いていないという非常に面白い申請書なので、そこも書き加えてください。

○日野専門委員 55-1ではなくて、SunUpだということをはっきりしておかないと、データを出すときに、55-1とSunUpが混ざっていますね。だから、SunUpで全部通さないといけないと思うんです。

○小関専門委員 唯一、彼らは第1挿入箇所を出すのに Rainbowを使っているんですけども、それはそれでいいと思うんです。要するに、それは遡及して上っても出てくるものは同じなわけですから、サザンさえちゃんと変わらないということであれば、そのところでやったクローンは当然上でも同じクローンだということが言えるので、そこは問題ない。だから、サザンのデータをきちんと上方から出しておいてもらえばいいと思います。

○日野専門委員 特にサザンでよけいなものが入っていないという、パーティクルガンですね。パーティクルガンで、しかも19キロというのを入れていますね。本当にそれだけで

すかというのは、やはり疑問が出てきますので、また後から出てくると大変ですから。

○早川座長 事務局、よろしいですか。

○吉富課長補佐 SunUp でデータをそろえるべきというか、SunUp で申請すべきではないかというところまで調査会から言うということによろしいですか。

○日野専門委員 近傍配列を Rainbow で出していますね。

○小関専門委員 それに関しては、クローンを取って配列を調べていますね。それというのは CP がずっと伝わってきてているわけじゃないですか。その Rainbow のサザンのパターンと、SunUp のパターンが一致する、そこまでは遡及できますね。ライブラリーをどこでつくるのかということに関しては、それは同じリネージで来ているということですので、ここは私は問題ないと思うんですけども。

○日野専門委員 トウモロコシの場合と同じようなもので、トウモロコシも F 1 ハイブリットですから、トウモロコシのときというのは、どこで認めていますか。

○小関専門委員 すべてのデータがそろっているところの点でそれを認めていますね。ただ、ライブラリーに関して、ゲノムのクローンに関して後ろで出てきたというケースは初めてのはずです。今まででは、大体上の方で取っていたはずです。

だけれども、サザンでちゃんと SunUp から来て、後代の交配品種の Rainbow であってもパターンが変わらなければ、そのライブラリーから取ったゲノムのクローンの配列というのは、上でいっても変わらないとするのが一般的だと思うので、そこは私は問題ないだろうと踏んだんです。だから、サザンが必要だという言い方をしています。

○日野専門委員 でも 2 か所に入っていると、掛け合わせた場合、1 個飛ぶ可能性はありますね。すると、Rainbow でやって、別に飛んでいる分にはいいんでしょうけれども、飛んでいることを理由にしないで、Rainbow のデータであってもいいけれども、それが SunUp にちゃんとあるということを示せと。

○小関専門委員 そういうことです。何があるかというと、掛け合わせをしていますね、特にパーティクルガンの場合に、同一染色体上に 1 個入るんではなくて多数入っていく可能性がありますので、そうすると、当代はサザンをやると、下手をするとバンドのパターンがいっぱい出る可能性がありますね。異なった染色体上にある。それを今度クロスしていって、落としていきますね。そうすると、非常にきれいになるという可能性があります。これについて評価してもらいたいというのであれば、そこがスタート地点になるはずだと思います。それについて、そのところできちんと調べてもらえばいいと。

今回のケースの場合に、恐らく R 1 のサザンを見る限りは、55-1 のサザンもシングルバ

ンドしかきれいに出てきていないんです。ですから、恐らく大丈夫だと踏んでいます。だから、その部分をちゃんと出してもらえば私はいいんではないかと、それは遡及できる話ではないかと。

逆に言った場合に、第2の層に *tet* がありましたね。これが別の染色体にあったとしたら Rainbow ではないのかもしれません。

だから、Rainbow では *tet* のパーシャルな部分が別の染色体上にあって、抜けている可能性は大だと思うんだけども、それでも SunUp の第2世代のところできちんと解析しているので、その部分から以降は配列的にはいいだろうという考え方です。

○日野専門委員 後ろに載っているサザンのデータは、SunUp ではなくて、Sunrise とかけ合わせたもののデータですね。よく読むと、37ページの結果は、Sunrise と掛け合わせたものなんです。35ページの最初に書いてありますけれども、55-1 系統の R 1 世代、Sunrise との掛け合わせからゲノム DNA を抽出してサザンをやったと書いてあるんです。そうすると、どうすればいいのか示してあげないと申請者は困るかと思いますけれども。

○澤田専門委員 Sunrise は別系統になってしまって。

○小関専門委員 Sunrise は別系統になりますね。Sunset とではなくて、Sunrise と掛け合わせものです。では、これは完全に別系統です。

○澁谷専門委員 全部 SunUp でやれと。

○小関専門委員 そうです。成分分析なんかも SunUp でやっているから、SunUp でデータを出してもらうのと、あともう一つ後ろの方の指摘になりますけれども、遺伝子の安定性についても、できれば SunUp でサザンで見てほしいです。今まで大体見てきたはずだと思います。形質というのは見てきていたかったはずです。

○早川座長 どうぞ。

○山崎専門委員 小関先生の発言と関連するんですが、11ページに樹立したときの図が出ているんですが、SunUp の場合、R の 3 まではそこに書いてあって、その後は自家受粉でどんどん純化して維持していると書いてあるので、その段階で小関先生が言われているように、落ちるものはどんどん落ちていくと思うので、実験する場合にどの代でやっているのか、それから商業化しているのは、どの代以降のを商業化しているのかというのも同時に情報として必要なんじゃないかと思うんですけども。

○小関専門委員 この図で行くと、R 2 以降は SunUp のセルフですから、だからそこは変わっていないか。だから R 2 以降は同じだと。ほかと掛け合わせていないでしょう。

○山崎専門委員 掛け合わせていくなくても落ちませんか。

- 日野専門委員 落ちるというか、分離して混在していることになりますね。
- 小関専門委員 それは起こりますね。そこまでは話は見ていないです。育種の上で言つた場合に、これは大体プールでやりますから、1個体では出てこないです。ですから、そこは今まで考えてこなかったと思います。
- 早川座長 そうしますと、先ほどの11ページのところでいくと、SunUpとR1というかR2というのか、③という型が付いていますね。ここをベースに論じてほしいと。
- 小関専門委員 多分それが一番現実的です。
- 早川座長 どうぞ。
- 日野専門委員 多分2点ありますと、自殖後代の中で、2か所に挿入されているクローリングがどのように保持されているかの情報について持っているのであれば示してほしいということ。
- サザンハイブリダイゼーションの結果について、現在販売されている組換えパパイヤの構成遺伝子等及びその安定性を示すサザンのデータをSunUpの自殖世代で示してほしいということになるんじゃないですか。
- 小関専門委員 57ページの下から5行目のところの組換え体に導入された遺伝子の安定性に関する事項、ここが全然だめなんです。ここは形質だけしか言っていません。普通はここでサザンをやって安定していますよと、それを示す世代をまたがったサザンが必要なんです。それが全くない。
- あと、普通は、これはプラスとか書いてありますけれども、そうではなくて、発現量を大体定量して出してくるんですけれども、その2つはちょっと数値がほしい。
- その数値というのは、なぜかというと、45ページのところの3のところの遺伝子が1日タンパク質摂取量の有意な量を占めるか否かについての問題のときにCPの話しかしていないで、NPTIIとGUSの発現量と、その摂取量を全く書いていないんです。ですから、ここから抜けてしまっているんです。
- 山崎専門委員 安定性は別添の28にNPTIIとGUSの発現量が出ているけれども、ここに書いていない。
- 小関専門委員 ここに落としてもらってやっていかないと、その中で1日摂取タンパク量の上でディスカッションしたものが、45ページの3のところにないとよくないということです。
- 早川座長 どうぞ。
- 吉富課長補佐 今、小関先生が言われたことは、まず、57ページの表11について。

○小関専門委員 ちょっと待ってください。整理しましょう。後ろから話をしてしまったのでおかしくなってしまったので、済みません。

まず、44 ページから 45 ページで、遺伝子産物の組換え体における発現部位、発現時期、発現量に関する事項がありますね。ここでは CP しか書かれていない。入っているものは、NPT II と G U S ですから、これについて触れる必要があって、更に 45 ページにおいては、それを踏まえて 1 日摂取量 3 つについて記す必要があると。

更に、57 ページのところに行って、ここのところではプラスでしか書いていないけれども、世代にまたがったときに、CP、G U S、NPT II の発現量が安定しているかどうかの数値的なデータにしていただきたいということです。

○吉富課長補佐 それは、別添 28 に実際に原文がありますので、それを反映させることでよろしいですね。

○小関専門委員 そうです。そういう筋立てにしていただきたいということです。

○吉富課長補佐 先ほど来、まず 11 ページの方で SunUp でデータをまとめ直すというか、書き直すという話がありましたが、それと別ですね。

○小関専門委員 それとは別です。全く別の事象です。

○吉富課長補佐 そうしますと、先ほどから、まずデータでどこを認めてほしいのかということが不明なので、まずそこを明らかにしてくださいというのは、これはいいということですね。

その後、今、小関先生の方でまとめていただいたものと別の指摘というのは。

○小関専門委員 よろしいですか、ですから、まずどこを起点にして認めてほしいかということですね。それで、現状で行くと、サザンの図というのは、Sunrise と掛けたものですから、全然脇の系統であるからだめだということで、SunUp で成分や何かのデータが取られていますね。ですから、その SunUp について多分データをいっぱいお持ちだろうと思いますので、サザンについてもここで調べると同時に発現量等の安定性についてでもここで得られるかどうかです。そうすれば、SunUp から認めることができるという形になるかと思います。

○吉富課長補佐 言ってしまえば、SunUp でデータをまとめ直すということですね。

○小関専門委員 そうです。

○吉富課長補佐 わかりました。

○早川座長 よろしいですか、今の話は。

○吉富課長補佐 もう一度確認して。

○早川座長 また後で照会事項について原案をつくっていただいた段階で、もう一度確認ということで、ほかに組換え体のところ、それ以外でよろしいですか。ちょっと時間がかなり過ぎてしまったんですが、よろしければ、今のところを一応事務局の方でまとめていただいて、それで各専門委員の先生方に一度メールか何かでお回ししていただいて確認を取って、それで照会をしていただくという手順でお願いします。

それでは、議題1及び2については、どうぞ。

○小関専門委員 前はそこで問題になったんですけれども、これは宇理須先生にお伺いしたいんですけども、いわゆるパパイヤというのは、もともとアレルギー性があるじゃないですか。46ページでディスカッションとして全く前と同じことを書いています。遺伝子組換えをすることによってアレルギー性が増大していないことの保証が欲しいというのが1つあったんです。

それで、46ページのものというのは、ディスカッションでしかなくて、これでよろしいのかどうか。ちょっと遺伝子組換えをしたものについて、更にアレルギーが増大していないということについては、どう考えればいいか。こここの考え方をちょっとお聞きしたいんですが。

○澤田専門委員 メインのパパインはあまり増えていないという情報はあるんです。それ以外のマイナーなアレルゲンに関してはあまり情報がないと。

○宇理須専門委員 パパイヤに関しての主要アレルゲンが何かまだわかっていないですが、パパインに関しては主要アレルゲンかは不明ですがアレルゲンの一つだということになっています。ですから、パパインに関して量の問題だとか、そういうことが検討されれば、クリアーフィードとしてよいと思います。それ以外のアレルゲンに関しては、十分わかっていないません。もしもやれというのであれば、トータルとしての評価をするというのも一つの方法かと思います。そのときには患者血清が必要になります。ですから、それを要求するかどうかは検討しなければなりません。

もう一つの問題点は、8つの連続するアミノ酸での相同性検索はネガティブでクリアーフィードですけれども、数を減らして6つでやると、アスカリスのタンパクが引っかかるということをクレータという人が指摘しました。それがその当時のもう一つの問題でした。

6つに関しては、一応8つでOKだということになったので、6つならば問題ないとあの当時は落ち着いたと私は記憶をしています。そういう意味で、前者の方のパパイヤのアレルゲン性が変わっているかどうかというのは、今回も十分にはされていませんし、前回もされていないというのが事実です。そこを要求するかどうかというのをこの委員会で話

し合わなければいけないと思います。

○早川座長 宇理須先生の御意見としては、いかがでしょうか。

○宇理須専門委員 IgE 結合能だけであれば、できないことはないかと思いますけれども、どうでしょうか。今のところアレルゲンとしてわかっているのはパパインだけですから、パパインの含有量を見ていただければいいのかなという気はいたしますけれども。

○早川座長 手島先生どうぞ。

○手島専門委員 今までトウモロコシとか、大豆などでもアレルゲンタンパクが変動するかというのは、ある意味では強制していない部分がありますね。

ですから、そういう意味では、パパイヤに関して、そういうアレルゲン性がわかっているタンパクの変動を見るようにということありますと、ある意味では、これからはほかものに関しても、あるいはタンパクのある程度の変動を見るようにということになってくるかと思うんですが、確かにできるだけそういうアレルゲンタンパクの変動を見た方がいいと思うんですけども、ある程度統一した一つの見解みたいなものを持っていた方がいいかなという気がするんですけども。

○早川座長 澤田先生、何か。

○澤田専門委員 食経験が数年以上あって、それでアレルギーが増えているかどうかわかるじゃないかということで、そういう疫学的なデータがもしあれば問題ないかなと。それがない場合、ではどうしたらいいかと言われると、メジャーではないマイナーなアレルゲンがわかつていれば、手の打ちようがあるんですけども、わかつていない場合は、なかなか何をしていいかわからない。血清を使うしかないかなとも。

○手島専門委員 血清を使って、1つのアレルゲンタンパクのパターンを見て、それに変動があるかどうかという形を。

○宇理須専門委員 幾つかあります。1つは成分が増えているかどうかです。例えば、電気泳動して、タンパクバンドのパターンに大きな変動があるかどうか、これは量を評価することになります。更に突っ込んでやっていただくならば、患者さんの IgE 結合能が変わっているかどうか。その2つを見ていただければ、文句ないと思います。少なくとも前者の電気泳動のパターンを見て、それぞれの成分、パパインを含めたタンパクバンドに大きな変化がないということは押さえていただけだとよいと思います。大豆のときには、たしかそれをやってアレルゲンの部分のバンドが変わっているということから問題になって、トータルの IgE 結合には差がないということで決着が着いたと記憶しております。

そういう意味で、まずはバンドのパターンを見せていただいて差があるかどうかやって

いただけるといいかと思いますけれども。

○山崎専門委員 宇理須先生、69 ページのデータだけでは不十分でしょうか。

○日野専門委員 実は、私の質問もパパインなんですけれども、69 ページのデータがアレルゲンのパパインの分析結果だというので気になって見ていましたけれども、2 点ありますて、1 点は分析値が結構ばらついている、でも統計学的には not significant だと書いてあるんですけども、よく読むと、全部違うほうから取って、英語の方は日本語とニュアンスが違っていますて、C V がばらついているので、実験誤差というのは、多分サンプルの誤差が非常に大きいためであろうと書いてあります。

t 検定をやっても差は出でていないというんですけれども、下の英語の説明文をきちんと書いてくれれば何の表かわかるんですけども、よくわからないで、一点はきちんと英語のものを日本語に反映させてくれということと、英語の中でそのように C V が大きい値を示しているんであって、かつアレルゲンであるということがわかっているのであれば、もう少しサンプル数を増やすなり、同じほうからサンプル数を増やすなりしまして、確実なデータにすべきではないかなと私は思いました。

○早川座長 幾つかコメントが出されたんですが、1 つは、今の日野先生のもう少し数を増やしたデータが出せるんじゃないかなと。

○日野専門委員 日本語とニュアンスも違うし、何かごまかそうとしているような。

○早川座長 パパインに関してですけれども、それから電気泳動のパターン、これでもって量的変動がどうかということを、宇理須先生が、それぐらいはできるんじゃないかなと。

それから、澤田先生がおっしゃっていた食経験、これは随分食しているとは思うので、そういう方向から何か考察が出せるのか、出せないのかということです。

それで、これはリクァイアメントではありませんけれども、IgE、患者さんの血清を使ってやったデータがあるかと聞きますか、これはやれとは言いませんか、そのニュアンスなんですが。

○宇理須専門委員 トウモロコシですと、アレルギーの報告はありますが、それほど強いアレルゲンではないということで、*in vitro* のデータで許可をするわけです。ところが、大豆になると、これはかなり厳しい要求をすることになります。確かにパパイヤは、アレルゲンという報告が幾つかあります。そういう意味では、少なくともパパインのような成分の、これはかなりばらつくみたいですけれども、そういうばらつきの中に収まっているのかということを押さえていただくことが必要だと思います。IgE 結合能まで見たようなデータが多分ないんでしょうね。出していないことはないのかもしれませんけれども、デー

タがあるか聞き、あるならば要求はした方がいいという気はいたしますけれども。

○早川座長 これは、やってデータを出せということでしょうか、それともあれば出してくださいという要求にするかと。

つまり、最初の3つで判断できるかもしれないということもありますので、つまり総合的な判断ということですが。

○宇理須専門委員 確かに消化酵素に対しては不安定なので、そういう意味では比較的安全感はありますが、私としてはアレルゲンを惹起する報告が幾つかありますので、それなりのデータを出していただくとありがたいなという気はしますけれども。

○早川座長 ほかの先生方、いかがですか、これに関して患者さんの血清を使った結合能を、どうぞ。

○日野専門委員 ちょっと私よくわからないんですけども、IgE結合能は、コートプロテインのタンパクについてやるんですか。パパイヤ全体についてですか。

○小関専門委員 パパイヤ全体です。

○日野専門委員 それは大豆のときも大豆全体でやったんですか。

○宇理須専門委員 そうです。要するにアレルゲンを評価するときに、入れた遺伝子によって產生される新規のタンパクのアレルゲンという問題と、もう一つは入れることによって宿主の方の、例えばパパイヤの方のアレルゲン性が変わるかという2つの問題があるわけです。

前者の方に関しては、一応、相同性とか、あるいは安定性とかでクリア一していると思います。もう一つのパパイヤに関しては、もう少しやってほしいという要求をするかどうかだと思います。特にパパインのばらつきを見ると、そういう量の評価だけでは難しいのかもしれませんね。

そういう意味でトータルのパパイヤに対するIgE結合能の評価がいるかと思います。大豆のときには、結局大豆全体に対するIgE結合能の評価で落ち着いたわけです。

○日野専門委員 患者さんの血清が必要だと思うんですけども、ここでは人口の約1%と書いてあるんですけども、入手は、そのぐらいなら可能なものですか。

○宇理須専門委員 特異的IgE陽性血清を販売している会社がありますが、そこで手に入るもののどうかによって容易さは随分違うと思います。

○日野専門委員 パパイヤにと。

○宇理須専門委員 そうです。

○山川専門委員 質問なんですけれども、今の感受性がというのは、何に対してでしょう

か。これによると未熟果実の果汁とか、乳液とか、果実あるいは花粉と書いてあるんですけれども、これは可食部でやるんですか、それとも。

○宇理須専門委員 さっきも言ったように、宿主の方の評価ですから、それは可食部で完熟したもので、食べる状態のもので評価をすればよいと思います。

○早川座長 手島先生どうぞ。

○手島専門委員 できるならば、やはり患者血清を使ったのが。

○早川座長 どうぞ。

○澤田専門委員 確認したいんですが、量的に変動していないか比較するということですね。

○手島専門委員 そうです。

○早川座長 よろしいですか。今の患者さんの血清を使った評価をしたデータを出してくださいということで、この調査会としてはよろしいですか。
どうぞ。

○日野専門委員 先ほど、手島先生のおっしゃったことは、この委員会としてどの程度のものであったら、そういうデータを求めるかというのをある程度、threshold を決めろとは言いませんけれども、何か決めた方がよろしいんではないですか。その案件ごとに左右すると、申請者側は戸惑うと思うんですけども、これは求めてもおかしくないと判断していいんですか。

○小関専門委員 1つよろしいでしょうか。結局、パパイヤは多分キウイと同じで日本人はアレルギーが多いですね。

○宇理須専門委員 キウイなんかはかなり高いというデータは出ています。その辺、どの程度の頻度があるかどうかはわかりませんが、恐らくキウイよりは低いのではないかと思いますが、確かに患者さんがおられることは間違いないありません。

○小関専門委員 1つ話になったのは、ケース・バイ・ケースベースでしかできない。何かというと、パパイヤは日本人は小さいころからそんなに大量に摂取しているものではないので、そういうこともあってパパイヤに関しては、それを食べたときのアレルギー性ということで注意した方がいいんじゃないかということになったと思うんです。

トウモロコシとかの場合だったら、量も少ないということで、常にかなりの量を食べていますから、だからその辺は懸念されないけれども、パパイヤというのはある意味でいった場合に特殊性があるということで、ハワイの人にとっては、アレルギーを起こす人は少ないかもしれないけれども、日本人のケースの場合には、多い可能性があるという、そこ

の食の違いです。それもやはり加味して考えなければいけないということで、ケース・バイ・ケースベースになってしまふんではないかと思います。

○宇理須専門委員 もう一つは、やれるかどうかということがあると思います。患者さんの血清が簡単に入手できるかどうかというのが大きな要素だと思います。市販されている血清の名簿に載っているかどうか、まずチェックする必要があります。そこで入手できるならば、これはお金さえ出せば解決します。テクニックはそれほど難しくないので、問題はないと思います。血清入手が、企業にしてみれば、患者さんを見ているわけではないので、非常に大きなハードルになるおそれがあります。アメリカでそういう血清を市販している会社があると聞いておりますので、そこで手に入るものならば IgE 結合能の検討を要求してもよいと思いますし、なければ、まずはタンパクバンドのパターン、つまり量の評価でクリアーできるのではないかと思います。

○早川座長 それで、リクエストが4つあるわけですけれども、4つ目が今の患者さん血清を使った実験ですが、それについてはデータを出せということではなくて、データを出せないかというリクエストにしたいと思います。手に入らないのであれば、手に入らないということで、したがってできないと。しかし、3つの要素で、あるいはその他も含めて総合的に考えれば大丈夫だという見解を考察として出せるのであれば、それでも我々としては評価すると。評価するという意味では、それをベースに評価するという意味ですけれども、そういうスタンスでいかがでしょうか。よろしいですか。

では、一応そういうような照会事項にしていただきたいと思います。

○吉富課長補佐 ちょっと確認させてください。今、4つということだったんですけれども、1つが、まず成分が変化していないかどうかを電気泳動を用いてタンパクバンドを確認してくださいというのが一点、食経験というところから、欧米で、特にアメリカの方では既に食べられているということから、アレルギーの報告等について変化がないかどうかを食経験の方から言うということと、それと1つが患者の IgE 結合能の件だと思うんですが、あともう一つというのは。

○早川座長 日野先生がおっしゃった 69 ページのものです。

○吉富課長補佐 わかりました。

○早川座長 ほかに、池上先生どうぞ。

○池上専門委員 大したことではないんですけども、パパイヤの成分がいろいろ記載されて比較されているんですけども、日本の成分表を全然引用されていないんです。分析値がちゃんと探されれば成分表ありますので、できればそういうのをきちんと入れても

らえたらと思います。

○早川座長 小関先生、どうぞ。

○小関専門委員 67 ページの表の 19 で 63-1 系統というのがあるんですが、これは関係ないと思いますので、削除してほしいと思います。前の報告書の中のがそのままだと思います。

○早川座長 63-1 系統は要らないんではないかと。ほかにいかがですか。よろしいですか。
どうぞ。

○山崎専門委員 パパインの場合に、日本は輸入をしますね。そうすると、未熟な状態で輸入するはずなんです。未熟な状態で収穫したものをおいておいた場合と、木で成熟させたものの場合と、その 2 つの分析値が同じかどうかということを考えなくともいいんでしょうかという疑問を持つんですが。

○池上専門委員 そこは私もわかりませんけれども、いずれにしても、今回のパパインが入ってくるときも、同じ経過をたどって日本に入るんだと思うんです。違いますか。追熟の期間とか、そういうことに関しては外国から入ってくる場合が主ですから、それと同じような形で入ってくると思うんです。

日本の成分表を作成するときは、実際に国内でどういう形で、どういう品種が摂取されているかをベースにして、その上で分析しているんです。ですから、そういったところは多分きちんと配慮されていると思います。国内の生産は、沖縄が多少あるようですけれども、量としてはごくわずかですから、大部分は国外から入ってきたものを実際に日本で食べているような状態で分析してデータが出ていて、そのデータも使ってもらった方がいいんではないかと思います。

○早川座長 山崎先生がおっしゃるのは、ここに出されているデータが、ちょっと難しいんですけども、植物体で存在して成熟した状態のデータを出しているのか、未熟で取ってきて、それがやがて人工的にというか、熟すところを見ているのかと。

○山崎専門委員 この資料に出ているのは、未熟果実のデータか、さもなければ木で熟させて収穫した果実のデータか、どちらかなんです。

ところが、日本に入るものというのは、未熟な状態で収穫をして、その後、木から離れた状態で後熟させているわけです。そうすると、後熟させた状態の成分というのが、この資料に出ている成熟果実の成分量と違うんではないかと思ったということです。

○早川座長 今の疑問点に企業の方で答えがあるかということですね。それはちょっと聞いてみてください。

ほかによろしいですか。どうぞ。

○丹生谷専門委員 ちょっと話が戻るかもしれませんけれども、先ほどのアレルギーの話なんですけれども、患者血清なりが手に入って、データを出せるものなら出していただくのは構わないと思うんです。ただ、この組換えによって新たに産生されるタンパク質というのではないわけですね。既にパパイヤに天然に存在するものが組換えによって増えるかどうかという問題ですね。

したがって、ウエスタンをやるにしても、仮に組換えによって5倍に増えたとしますね。そうしますと、アレルギーの誘発というのか、そういうものがどの程度、1倍ならいいけれども、5倍は危険ですという話は、あまり聞いたことがないんです。では、1個食べたらアレルギーにならないけれども、5個食べるとアレルギーになりますよと、そんな話になってしまって、私何か量的な変動に危険性をどの程度評価できるかというのは疑問なんですけれども。

○早川座長 そこはなかなか難しい判断になるとは思いますが、一番いいかどうかわかりませんけれども、比べたけれども組換えによってそこは変動がなかったというようなデータが出てくれれば、我々としてはありがたい。少し増えましたというのが出てきたときには、もう少し総合的に考えざるを得ない。ですから、ウエスタンならウエスタンだけで、変動だけを見るわけではないですね。全体を総合的に見るしかないと思うんですけども。

○宇理須専門委員 特定のタンパクだけが増えている場合は、要注意です。パパインのデータを見ると、かなりばらついていますね。そのばらつきの中に収まっておれば、よしとできるかと思います。

恐らく、パパイン自身の IgE 結合能を見る必要はないと思います。分子生物学的に遺伝子がどこに挿入されているか検索し、パパインの構造を変えるような変化があるか調べた結果、構造の変化がなければパパイン自身の IgE 結合能は変わっていないとしてよいと思います。

○早川座長 今からクライテリアを決めることはなかなかできないので、データを見ながらまた議論が必要ならば議論をしていくということしかないのかなという気がいたしますけれども。

ほかによろしいですか。どうぞ。

○吉富課長補佐 小関先生が言われた表の削除なんですけれども、もう一回ページ数と表番号を教えていただきたいんですけども。

○小関専門委員 67 ページの表 19 です。

- 吉富課長補佐 67 ページの表 19 と 63 ページは。
- 小関専門委員 63-1 というものです。
- 吉富課長補佐 わかりました。済みません。
- 早川座長 よろしければ、これで本日の議題を、どうぞ。
- 手島専門委員 47 ページの人工胃液の実験に大腸菌で作成した PRSV を用いているんですが、どういう形で大腸菌で発現させたかというのが出でていないので、その部分を示していただければと思うんですが。
- 吉富課長補佐 済みません、47 ページの哺乳動物の人工胃液の実験用のサンプルを調整しというところを詳細に書くようにということですね。
- 手島専門委員 はい。
- 早川座長 その他、いかがですか。よろしいですか。
- それでは、いよいよこれで議題は終了ということで、どうもありがとうございました。
- それでは、議題 3 に移りたいと思いますが、遺伝子組換え食品微生物の安全性評価基準の作成についてということで、1 月 20 日に遺伝子組換え微生物の安全性評価基準に関する第 1 回の起草委員会を開催いたしました。事務局の方から、その概要について御説明をお願いしたいと思います。
- 浦野係長 それでは、18 年 1 月 20 日の 3 時からの国立医薬品食品衛生研究所の会議室におきまして、第 1 回の組換え微生物の評価基準の起草委員会を行いましたが、その概要をごく簡単に御報告させていただきます。
- まず、基準案で対象とする GM 微生物を含む食品の範囲について、どのぐらいの範囲にするかの検討を行いました。
- また、現在、当食品安全委員会で決定されている基準案との関係についても整理する必要があることが確認されました。
- また、国際的な基準の考え方沿って、安全性評価に関わる基準を作成することとして、対象食品については、できるだけ包括的に読み込む方向ができる方向で検討することとされました。
- 基準案の構成については、2 部構成を基本とし、1 部は GM 微生物自体の安全性、2 部は微生物を使用して生産される食品などの安全性について基準案をつくる方向で調整することとされました。
- また、その際にお集まりいただいた先生の中から、起草委員に東大の山川先生をお願いすることとしたいということがありましたので、その旨、この調査会で御了承いただけれ

ばと思います。

また、次回の起草委員会につきましては、5月中旬以降に開催することとされました。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、起草委員として先日、4名の委員を指名させていただきましたけれども、山川先生にもお願ひしたいということで、よろしいでしょうか。

○山川専門委員 はい。

○早川座長 それでは、よろしくどうぞお願ひいたします。

議題4のその他に入りたいと思います。事務局の方で何かございますでしょうか。

○浦野係長 特にございません。

○早川座長 それでは、本日の議題については、これですべて終了ということでござります。

今後の予定等について、事務局からお願ひできますでしょうか。

○浦野係長 委員の先生方の日程を調整させていただきました結果、3月24日金曜日の午後2時からが一番御都合がよろしいかと思っておりますので、委員の先生方にはお忙しいところ、よろしく御出席くださるようお願ひいたします。

また、先にメールの方ではお流しいたしましたけれども、4月から6月の調査会日程につきましては、4月14日金曜日の午前中です。5月19日金曜日の午後、6月30日金曜日の午後を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○早川座長 それでは、3月24日については、よろしくお願ひいたします。

全般を通じて、何か追加的にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんようですので、以上をもちまして、第37回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会したいと思います。

どうも長時間にわたりまして、御熱心な討議をありがとうございました。